

「今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）及び風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（二次答申）（案）」に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果について

1. 概要

「今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）及び風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（二次答申）（案）」について、以下のとおり意見の募集（パブリックコメント）を行いました。

- （１）意見募集期間：令和６年 12 月 25 日（水）から令和 7 年 1 月 23 日（木）まで
- （２）告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び環境省ホームページに掲載
- （３）意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム又は郵送

2. 提出された意見数

71 意見

※ 3. では、一つの御意見において複数の異なる箇所へ意見がなされているものを、パートごとに内容を分別し、一意見を細分化した合計 239 件の御意見の内容を掲載しています。

3. 御提出いただいた全ての御意見と当該御意見に対する事務局の考え方

※御提出いただいた御意見は、原則原文を掲載しておりますが、誤植だと思われる記載については、事務局において一部内容を修正させていただきます。

※また、環境影響評価制度以外の施策等に関する御意見については、御意見のみの掲載にとどめさせていただきました。

● I. はじめに

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
1	温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするという意味でのネット・ゼロという言葉は、まだ一般には浸透していないと思います。この文書で特に断りなくネット・ゼロという言葉が使われた場合、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするという意味である旨、断り書きが必要であると思います。	いただいた御意見を踏まえ、「はじめに」のパートにおいて、「ネット・ゼロ」の意味を記載します。
2	ネイチャーポジティブという言葉は、まだ一般には浸透していないと思います。環境用語集（※）には「生物多様性などの自然資本の損失を食い止め、反転させ、回復軌道に乗せる取	いただいた御意見を踏まえ、「はじめに」のパートにおいて、「ネイチャーポジティブ」の意味を記載します。

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	り組みのことをいう」とあります。そのような意味である旨、断り書きが必要であると思います。 (※) 環境用語集:ネイチャーポジティブ https://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&ecoword=%A5%CD%A5%A4%A5%C1%A5%E3%A1%BC%A5%DD%A5%B8%A5%C6%A5%A3%A5%D6	
3	「自然環境の保全に支障をきたすことなく」とありますが、自然環境の保全への支障よりも自然環境そのものへの影響が重要であることから、「自然環境に影響を与えることなく」に書き換えるべきです。	環境影響評価制度は、自然環境を含む環境影響を回避・低減し、保全を図っていく上で重要な役割を果たしていると考えており、生物多様性国家戦略においても同様の記載とされていることから、原案のとおりとさせていただきます。
4	環境影響評価の在り方については、これまで手続きを簡略化して再エネを作りやすくする立場と環境破壊が生じないように重要な環境に対しては規制を強化すべきとする立場がつねに競合してきた。これまでは事業者団体の圧力に押され、環境影響を軽視する方向への改正が続いていたという経緯であったが、今回の答申は環境を守る方向を重視した内容になっており、その点は評価できる。 しかし、ネットゼロとネイチャーポジティブは本質的に矛盾するゴールであり、再エネ建設を進めていけば何らかの形で自然環境の破壊につながってしまう。昨今は風力発電の適地が足りなくなって、どんどん自然度の高い地域にまで開発の手が伸びてきている。環境省中央環境審議会として答申を出すならば、自然度の高い環境における再エネ計画は明確に抑制するべきであるという態度を明確に取ってもらいたい。	答申において、再生可能エネルギーは自然環境の保全に支障を来すことなく、適正な環境配慮と地域の共生を図っていくこと、環境影響の懸念が小さいことが想定される適地へ事業を誘導していく仕組みを構築することが重要となってくること等を記載しているところです。 引き続き、環境影響評価制度を通じて、適正な環境配慮が確保されるよう努めてまいります。
5	一度アセスの対象とされたら、どれだけ災害懸念（1993年の大水害の事実経過に基づき）、睡眠障害・健康影響、絶滅危惧種への希薄な影響認識、鹿児島市の登れる最高峰を高尾山と比べて登山者が少ないから立地に選定との甚だしい地方蔑視、不可逆な景観破壊 20 年間など、評価書目前とされる鹿児島市の水がめ八重山破壊の計画を念頭に提出いたします。 まず、ネットゼロとネイチャーポジティブを標榜しつつ自然保全を明確に阻害する水源涵養と保健林を含むビジネスに歯止めかけられず、立地変更をまるで促せない基本的なあり方を根幹からは正いただきたい。 今日問われているのは事業精度を高めて影響の軽減にある程度努めればそれ以上は何もしなくても強行可能な制度のあり方そのものが問われているとの認識が希薄。	
6	ネットゼロとネイチャーポジティブに全面的に賛同しますが、基本的に自然エネルギーは自然がすでにないエリアでの使うところと作るところが近接する展開を求めます。その方が災害多発国のレジリエンスにも有効です。県の景観ガイドラインに全く従わず絶滅危惧種のクマタカ 5 羽が暮らすおそらく国内のクマタカ生息南限の自然を大規模に破壊することは人口爆縮時代の鹿児島でなされるべきビジネスではありません。以上のように書き連ねました	

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	ことを迅速に反映いただき、これから生まれる命育つ世代にも豊かな鹿児島島の自然を残したいと考えます。なお、150メートルを超える風車予定地点から1キロメートル圏内にくらす50戸を超える住民からもこれまでの不誠実な事業者の説明経過を含めて計画反対のご意見が続々と挙がっております。霞ヶ関の関係の皆様にもすでに届いているかと思えます。地方の豊かな自然を電気需要の高い地域のために壊さないでください。心よりお願いいたします。	

●Ⅱ. 前回法改正事項の点検

1. 配慮書手続の在り方

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
7	前回のアセス法改正で配慮書手続きが導入され、効果的な環境配慮がなされてきた側面があること、また、今後も引き続き配慮書手続きを制度として維持していくことが適当であることに賛同いたします。一方で、現在の配慮書手続きの制度には課題があると考えており、速やかな解決が望まれるところです。	いただいた御意見も踏まえ、配慮書手続をより効果的に機能させる観点から、必要な検討を進めてまいります。
8	(仮称) JRE 鏡野風力発電事業における事例から「広大な事業実施想定区域が設定されることにより、地域とのコミュニケーションが十分に図られないこと、環境保全上重要な区域が含まれることにより地域の不信感につながる」との意見に強く賛同します。	いただいた御意見を踏まえ、配慮書手続をより効果的に機能させる観点から、ガイドラインの整備などの必要な検討を進めるとともに、引き続き、環境影響評価制度の適切な運用に努めてまいります。
9	配慮書手続の維持は当然である。「みなし複数案」については、実態は予定地のまわりを幅広く図示しているだけで、複数案と位置付けるのは不適切である。	
10	「より効果的に環境配慮を確保するため、位置・規模のみなし複数案ではなく、配慮書手続きの趣旨にのっとり、厳格な位置・規模等の複数案を設定すべきではないか。位置・規模のみなし複数案は、配慮書手続き段階で設定すべき複数案として認められないのではないか」に強く賛同します。	
11	・意見内容 陸上風力発電事業の配慮書手続で、事業実施想定区域を広く設定する、いわゆる位置・規模のみなし複数案は、厳格な位置・規模等の複数案を設定するようガイドライン等の整備を進めていただきたい。 ・意見の理由 2022年1月の中部電力株式会社の新城・設楽風力発電事業の配慮書は、「事業実施想定区域は…搬入路、土捨場等を包含できるよう広く設定している。…今後…必要に応じて絞りこんでいく計画である。」このような検討の進め方は「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」…「区域を広めに設定するタイプの複数案は、位置・規模の複数案の一種とみなすことができ	

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	る。」とされている。」 p17 とあり、たしかに「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」にそうした記述はあるが、北側の約 1km²、南西側と南東側にそれぞれ約 2km² と、3 地区で計約 5km² を事業実施想定区域としているが、最大 4,300kw の発電機最大 30 基を設置するのに、実際の事業実施区域を絞り込む余裕があるとは思われない。これを複数案の一種とみなすのはあまりにも安易であった。「すでに稼働している各地区の風環境のもとでの稼働状況、発電量から得られた収入を、初期投資、年間維持費などと比較し、大型化した高効率の 30 基の発電が可能かどうかをまず示すべきである。むしろゼロ・オプション（この地区の風力発電の撤退）の複数案も含めて検討すべきである。」と意見を提出しておいたこともあってか、2024 年 5 月には「風況観測の結果等をもとに、詳細検討した結果、十分な事業性を確保することが困難であるとの判断に至り、本日、環境影響評価法に基づき「第一種事業の廃止等通知書」を経済産業大臣、愛知県知事、新城市長、設楽町長および豊田市長へ提出しました。」と計画廃止がこっそりと公表されました。 この愛知県の事例を見ると、発電事業者は配慮書手続きの位置・規模等の複数案を安易に考えています。こうしたことが無いように、適切な複数案の目安などのガイドラインの整備が必要なのは当然です。当面の措置として、位置・規模のみなし複数案として安易に区域を広めにとっている場合には、法第 3 条の 5（環境大臣の意見）で「配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。」を活用し、配慮書手続きの趣旨にのっとり、厳格な環境大臣意見を述べるよう答申を追加してください。	
12	・意見内容 「適切な複数案の考え方」や「適切な事業実施想定区域の範囲の目安」の検討、設定にあたっては、現実的に事業者が対応しうる範囲を考慮いただきたい。そのためにも、事業者・業界団体に対して現在の対応の状況や考え方等をよく聴取いただきたい。当該聴取等については、業界団体として可能な限り協力する方針である。 ・理由 風力発電事業においては、発電に用いる資源「風力」を得るための立地や、連系する送電網等により発電所建設の好適地が限定される一方、配慮書手続等、事業計画の熟度が高まっていない段階では、風力発電機本体等の運搬路の設定等を確定できず、環境影響範囲等を安全側で考慮すると、事業実施想定区域を広範囲に設定せざるをえない実態がある。	いただいた御意見を踏まえ、配慮書手続をより効果的に機能させる観点から、ガイドラインの整備などの必要な検討を進めるとともに、引き続き、環境影響評価制度の適切な運用に努めてまいります。
13	配慮書における複数案設定の厳格化に際しては、実務運用上の風力発電事業における配慮書の限界を考慮いただいたうえで、慎重な検討をお願いしたい。 既往の文献における調査が基本である配慮書段階で位置・規模等を具体的に絞り込むには、公開情報があまりにも内容・時点ともに情報不足であり、この意見をもとに配慮書手続の精	

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	緻化を制度設計した場合には、事業者の期間・費用面で過度の負担を強いるほか、案件形成が今以上に進まない原因となる。 何故、配慮書段階で事業者が広範囲な事業実施想定区域を設定するかと言えば、事業性が見込める一定のエリアに対し、配慮書段階で絞り込みを行うにはあまりに環境配慮上の公開情報が不足しており、また先々の審査過程において、自治体や国の審査の過程において専門委員の先生方から、統一的な判断基準が存在しないが故に想定外のご意見をいただくケースが多く、また陸上風力事業は点のかつ線的な開発である以上、面積を多少狭めれば良い、位置をずらせば良い、という事業ではないことから、案件形成のリスクが高すぎることにある。 また、風力は最初から建設用地がピンポイントで決まっていなかったこともあり、現地調査を実施した結果をもって、環境影響を回避・低減するための環境配慮を実施している実態がある。厳格な複数案のみが義務付けられた場合には、開発機会が失われる可能性もあるため、みなし複数案を一律禁止とすることは避けて頂きたい。	
14	配慮書手続き段階での複数案の考え方や事業実施想定区域の範囲の目安を定めるのであれば、方法書以降の手続きにおける再手続となる要件（制約）の緩和についても、他の省令等を含め適切に議論いただきたい。陸上風力発電事業のみなし複数案増加の背景には、方法書からの再手続となる出力10%増加や設置位置300m等の数字が先行していることも要因と想像できる。事業性や、方法書～準備書あるいは評価書にかけての調査・予測・評価を踏まえて総合的に陸上風力発電事業の計画が検討されていることは、既にご承知のことと思うが、上記のような要件のため複数案の検討が狭められてしまうことがないように、事業者側の立場も汲み取って制度検討いただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、配慮書手続をより効果的に機能させる観点から、ガイドラインの整備などの必要な検討を進めるとともに、引き続き、環境影響評価制度の適切な運用に努めてまいります。
15	意見内容： 配慮書段階の事業実施想定区域に関するガイドラインを早急に作成すべきである。 理由： 事業の中には配慮書段階で、自然環境上重要な区域である国立公園の特別地域や林野庁の保護林などを事業範囲で示し、その後の方法書段階で対象事業実施区域から除外している事業が一定数存在する。また、10万平方キロメートル以上の広範囲を配慮書段階で事業範囲として示し、事前の環境配慮をほとんどせずにエリアを示している事業も存在する。これら事業は、方法書段階で、区域の絞り込みを行って、環境の配慮を行った旨を記述しているが、そもそも配慮書段階で明白に自然環境上重要な区域を含めてアセス手続を開始していることが問題である。このような事業の手続きは、本来の意味での環境配慮とは言えず、配慮書手続を蔑ろにするものである。早急に、配慮書段階の事業実施想定区域設定の際に、適切な環境配慮がなされるなどのガイドラインを作成すべきである。	

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
16	「例えば、生物多様性保全等の観点から、法令等に基づき設定されている様々なエリア」とあるが、様々なエリアの定義などはっきりさせるため、この際、日本における陸上保護区や海洋保護区のエリアマップを公表してはどうか。 海洋保護区になっていても規制があるわけでもなく、どのようにして開発の影響を低減していくのか不明である。	
17	意見内容 配慮書手続きの趣旨にのっとり、適切な複数案の目安などのガイドラインの整備が必要 ・意見の理由 法改正の目玉であった配慮書手続きの新設ですが、適切な複数案については不十分な例が多くあります。 愛知県では、2020年10月の株式会社 JERA の知多火力発電所 7,8 号機の配慮書は「高効率の発電設備にリプレース」だけが強調され、配慮書の事業位置・規模の配置等に係る複数案の検討が全くされず、煙突高さの違いだけの配慮書となり、2024 年 10 月には準備書が公表されました。 この事例を見ると、発電事業者は配慮書手続きの位置・規模等の複数案を安易に考えています。こうしたことがないように、適切な複数案の目安などのガイドラインの整備が必要なのは当然です。 当面の措置として、法第 3 条の 5（環境大臣の意見）で「環境大臣は・・・配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。」を活用し、配慮書手続きの趣旨にのっとり、厳格な環境大臣意見を述べるよう答申を追加して、法の確実な実行を確保してください。	いただいた御意見を踏まえ、配慮書手続きをより効果的に機能させる観点から、ガイドラインの整備などの必要な検討を進めるとともに、引き続き、環境影響評価制度の適切な運用に努めてまいります。
18	（追記希望） 事業者は、配慮書にて広大な事業実施想定区域が設定しておきながら、その後に事業実施想定区域を縮小し、事業許可を得る動きが散見される、このため、配慮書時点で環境保護、環境保全を十分に考慮した精度の高い事業規模を示さなければならない。	
19	意見の内容： 配慮書段階における複数案設定の考え方、事業実施想定区域の範囲の目安、考慮すべき重要な区域及び環境影響を回避・低減するための方針等に関して、各事業の特性、関連する制度や許認可手続き、関係する地域の状況等を十分考慮の上、実効性のあるものとしていただきたい。 意見の理由：	

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	検討が必要とされている背景及び目的については基本的に賛同するものの、配慮書は事業計画初期段階であることを考慮の上、事業者が実運用において効果的に活用可能なものとしていただきたいため。	
20	配慮書は、事業の開始中断を選択する事実上最後のタイミングであり、この時点で計画地を明記すべきというのはその通りであり、ぜひ法制化に持って行ってほしい。それと対になるのが、ゾーニングマップの充実と開発規制の実効性の確保と思われるので、ゾーニングは大事だというだけでなく、運用方法に踏み込んだ内容にすべきである。	いただいた御意見を踏まえ、配慮書手続をより効果的に機能させる観点から、ガイドラインの整備などの必要な検討を進めるとともに、引き続き、環境影響評価制度の適切な運用に努めてまいります。
21	専門家から「厳格な位置・規模等の複数案を設定すべき」との意見がありますが、そのことに賛同いたします。そのためには早急に国による「環境保全上配慮すべき重要な区域の考え方」を整理、つまり配慮基準の設定をする必要があるので、早急に着手すべきです。	
22	配慮基準が設定されたら早急に、国としてゾーニングによる再生可能エネルギーの導入可能エリア、または不可能なエリアを指定すべきと考えますので、配慮基準の設定と同時に、ゾーニングの議論も進めるべきと考えます。	
23	(追記希望) 国は事業者に希少な野生生物の生息・生育地等の対象物を具体的に示し、事業者は配慮書を提出段階で保護、保全が必要な対象物の生息地、生育地、繁殖地等を含まない事業実施想定区域であることを義務とする。	
24	「配慮諸手続段階において設定すべき適切な複数案」とありますが、環境影響が大きいことが明らかになった場合には、事業中止を決断する必要があります。にもかかわらず、一度計画されると影響軽減の措置がとられることはあっても、事業中止によって環境影響を回避される事例は皆無であり、このことが再生可能エネルギーの導入の妨げとなっています。したがって、中止を含めた検討を行うよう、「配慮書手続段階において、ゼロオプションを含めた設定すべき適切な複数案」と置き換えるべきです。	環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項（平成9年環境庁告示第87号）では、配慮書手続段階において複数案を設定する際、「現実的である限り、当該事業を実施しない案を含めるよう努めるべき」である旨が明記されているところです。 いただいた御意見も踏まえ、配慮書手続をより効果的に機能させる観点から、今後必要な検討を進めてまいります。
25	環境影響を回避・軽減するための方針を早期に検討し、その検討結果を配慮書に記載させるための方策」とありますが、前述の通り、事業中止の判断も必要な場合があることから、「環境影響を回避・軽減するための方針を早期に検討し、計画中止を含めたその検討結果を配慮書に記載させるための方策」と書き換えるべきです。	
26	現行法上、配慮書手続きが導入されたことにより、事業計画の立案段階から事業の位置・規模等に係る複数案を設定した検討が行われるようになったことを踏まえて、答申（案）では位置・規模のみなし複数案の設定がなされることが主流で、その複数案の適切な設定の仕方等に問題意識が移りつつあるという趣旨の記載がある。しかしながら、事業を全く実施しない案を複数案の中に含めることについての記載はない。我が国では、事業を実施しない案の検討については、法律上明記されておらず、環境影響法の規定による主務大臣が定めるべき	

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	指針等に関する基本的事項（最終改正平成 26 年 6 月 27 日）第 1 三(3)に努力義務として定められているに過ぎない。アメリカ、カナダ、オランダでは事業を実施しない案を複数案の中に含めることは必要とされており（※）、比較検討の対象に含めることでより充実した環境へのインパクトの検討が可能となるものである。 したがって、事業を実施しない案を複数案の中に含めることについて法律上明記することも含めた検討を行うべきである。 なお、戦略的環境アセスメントにおいては、開発プロジェクトの初期段階で実施されることを踏まえ、事業の不実施を案として検討することを義務付けるべきである。 （※） 大塚直「環境法」第 4 版 173 頁	
27	ゼロオプションを入れてください。	環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項（平成 9 年環境庁告示第 87 号）では、配慮書手続段階において複数案を設定する際、「現実的である限り、当該事業を実施しない案を含めるよう努めるべき」である旨が明記されているところです。 いただいた御意見も踏まえ、配慮書手続をより効果的に機能させる観点から、今後必要な検討を進めてまいります。
28	第二種事業のスクリーニングにあたっては、簡易な環境影響評価の実施段階や方法書手続段階において、事業者が適切な立地選定を行える仕組みが必要との考えに賛同いたします。それには、風力発電事業でいうところの発電出力 3.75～4.99 万 kW/h など小規模とされる事業を第二種事業として扱うのではなく、規模要件の引き下げを早急に行い、小規模事業であっても立地選定のあり方によっては第一種事業として取り扱えるようにするなど、メリハリのあるアセスを実施できるような制度にすべきと考えます。	第二種事業を含め、規模にかかわらず、立地により環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業の取扱いについては、今後必要な検討を進めてまいります。
29	意見内容： 第二種事業に関しても配慮書と同等程度の適切な立地検討の仕組みを導入すべきである。 理由： 環境影響評価制度は、規模によって環境影響の程度が大きくなることが前提となった制度である。しかし、風力発電事業の場合、規模よりも立地による環境への影響が大きく、実際に第二種事業の中にも、自然環境への影響が強く懸念される事業が多数存在する。一方で、第二種事業は配慮書が任意であるため、過去に配慮書を提出した事例は 1 件のみであり、ほとんど全ての事業のアセス手続は、方法書から開始している。方法書は調査の方法や地点、期間などの環境アセスメントの方法を伝え意見募集するものであるが、風力発電事業の場合、環境大臣からの意見を述べる手続きは適応除外になっている。そのため、風力発電事業の第	

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	二種事業者事業は、事業の場所や規模などについて伝え意見募集する機会が省略されている。 2023 年以降、第二種事業の風力発電事業が急増している現状からも、適切な立地選定を促すために、風力発電の第二種事業に対し、配慮書と同等に近い仕組みの導入を検討すべきである	
30	・意見内容 配慮書手続きを今後も引き続き制度として維持していくために、配慮書への意見聴取は「意見を求めるように努めなければならない」を「意見を求めるものとする。」に改正してください。 ・意見の理由 配慮書への意見は法第 3 条の 7「意見を求めるように努めなければならない」となっているが、方法書への意見は法第 7 条「意見を求めるため…方法書を作成した旨…公告、…縦覧し…インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。」準備書への意見は法第 16 条「意見を求めるため…準備書を作成した旨…公告、…縦覧し…インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。」となっています。 配慮書への意見聴取だけが努力規定となっているのは制度として矛盾しており、方法書、準備書と同様に、義務規定に法改正してください。 愛知県では、名岐道路の配慮書についての意見「2020 年 4 月 13 日に愛知国道事務所が公表した「名岐道路（一宮～一宮木曽川）計画段階環境配慮書の公表について」では、環境影響評価法第 3 条の 7（配慮書についての意見の聴取）「関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。」を無視している。…「意見を求めるように努めなければならない」を誠実に実行すべきである。 現に、同じような過ちの事例がある、国土交通省中部地方整備局は中部国際空港沖埋立のため、2016 年 3 月 8 日に「名古屋港で発生する浚渫土砂の新たな処分場計画」の環境影響に関する検討書を、計画段階配環境配慮書とみなす書類として公表しただけであったため、意見書を受け付けるべき等の意見書を自主的に提出した結果、2016 年 5 月 27 日になって、全く同じ文書（“※本年 3 月 8 日付けで公表した検討書と同じものです。”をわざわざ追加してある）を新たに公表し、2016 年 6 月 27 日まで縦覧・意見募集を開始した。このような失態を繰り返さないように求める。」との意見があったことは名岐道路の方法書では無視されています。	事業によっては、事業計画の立案段階における情報開示が困難な場合もあることが考えられるため、配慮書手続では、一律に意見聴取手続を義務化するのではなく、意見聴取に係る努力義務を課することが適当であると考えております。 いただいた御意見については、今後の施策検討等の参考とさせていただきます。
31	・意見内容 配慮書手続きの趣旨を考え、適切な複数案の目安などのガイドラインの整備が必要なのは	当該事業は、 ・環境影響評価法第四条第 6 項の規定に基づき、第二種事業

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	もちろんだが、配慮書手続きの厳格な運用をしてください。 ・意見の理由 熊本防衛支局による 2019 年 2 月 19 日から「馬毛島基地（仮称）建設事業」は方法書から縦覧開始がされましたが、法第 4 条第 2 項で「第 2 種事業が実施されるべき区域を管轄する都道府県知事に届出に係る書面の写しを送付し、30 日以上を期間を指定してこの法律の規定による環境影響評価その他の手続きが行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めなければならない」ことを示す資料がどこにもありません。少なくとも、方法書では、そうした手続きを遂行し、鹿児島県知事からの意見がどうだったか、配慮書を省略し、方法書から手続きを開始する旨の了解が得られたのかを記載すべきでした。ところがこの意見はなかったことにされ、意見の概要からも省かれ、見解もありません。 このように、環境影響評価法の配慮書の手続きを無視した事業があることを明らかにし、法に基づく必要な措置をとることがまず求められます。適切な複数案の目安などのガイドラインの整備などの前に実行すべきです。	に係る判定手続きを経ずに、方法書手続から環境影響評価手続が開始された事業であること ・また、第二種事業は、環境影響評価法第三条の十第 1 項の規定のとおり、配慮書手続の実施は任意とされていることから、環境影響評価法に基づき、適正に手続が実施された事業となります。 引き続き環境影響評価制度の適切な運用に努めてまいります。
32	配慮書の位置・規模のみなしの懸念として「地域とのコミュニケーションが十分に図られないこと」と「環境保全上重要な区域が含まれることにより地域の不信感につながる」とが挙げられているが、前者は再エネ特措法改正に伴う説明会ガイドラインが制定されたことから原則 1km の周辺住民への説明が義務付けられていることで減少傾向に働くであろうということ、後者は配慮書による検討を受けて当該区域を除外するなどの検討がなされることから他法令やアセス（配慮書）の位置付け等との相関が考慮されていない答申（案）と見受けられる。 また、「環境影響を回避・低減するための方針を早期に検討し、その検討結果を配慮書に記載させるための方策」とあるが、環境配慮策（≒環境保全措置）を配慮書段階で記載することはハードルが高い。その扱いについては現地調査・予測評価の結果をもって柔軟に変更・調整ができるものという位置付けにするべきと考える。	当該箇所は、中央環境審議会委員による御意見をもとに記載したものとなります。 また、「配慮書に記載すべき環境影響を回避・低減するための方針」とは、具体的な環境保全措置の内容について記載を求めるものではなく、事業の計画段階における環境配慮の方針に関する記載を想定しています。
33	「地域との適切なコミュニケーションを促進していくことを目的とする配慮書手続」を強調することに賛同します。しかし、配慮書を作成し、法令に従って縦覧し、住民説明会を数回行ったことをもって住民との適切なコミュニケーションを図ったとしている事業者があると認識しています。重要なのは事業内容が住民に浸透しているか否かです。後出の環境影響評価図書の常時公開や印刷許可は住民とのコミュニケーションを図る上で最低限の必要条件と考えます。また、国または地方自治体が住民にアンケートを取って事業の周知度を評価し、その結果を事業認定に反映させるべきであると考えます。	いただいた御意見も踏まえ、環境影響評価図書の継続公開を始め、地域との適切なコミュニケーションが促進されるよう、配慮書手続をより効果的に機能させる観点から、必要な検討を進めてまいります。
34	まず、配慮手続きの継続を答申案とされたことに感謝申し上げます。	いただいた御意見も踏まえ、配慮書手続をより効果的に機能

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	さて、米国のイヌワシのバードストライクについては繁殖個体に比べて放浪個体（若鳥を含む）の方がより深刻であること、出生地から衝突場所までの距離が平均13.2km、標準偏差9.1kmであることが明らかになっています（Hunt et al. 2017）。また、オジロワシについては越冬個体の衝突が示唆されることから（島田・松田 2007）、出生地から衝突場所までの距離はイヌワシより大きいことが推測されます。これらのワシ類は「種の保存法」および「日ロ渡り鳥等保護条約」の保護対象であることから、生息・生育・利用区域の全体でバードストライクを防止する必要があると考えられます。しかし、位置・規模のみなし複数案では、最初の計画から数百mないし数km程度の縮小または移動が限界と考えられます。このため、計画地周辺でワシ類が確認された場合に十分な離隔距離を確保することができず、計画を取り止めざるを得ない事例も存在しているようです。環境配慮が確保された陸上風力発電事業の最大限の導入促進を図るという二次答申案の理念を実現するため、（１）および（２）の環境配慮を答申していただくことを要望いたします。 （１）対象種または個体群の生息位置情報、解析的に求められた生息適地等（例えば Natsukawa et al. 2024）および保護増殖事業計画によって回復・拡大が想定される区域の周りに十分な離隔距離を確保した上で、それらを除く地域への立地誘導による導入促進を図ること。 （２）十分な離隔距離が確保できない立地については、バードストライク・バットストライクの発生を回避または最小化できる構造の環境配慮型風力発電機の導入促進を図るため、必要な情報を国が提供するとともに、環境配慮型風力発電機の採用にともなう費用負担を補うための支援を行うこと。	させる観点から、ガイドラインの整備などの必要な検討を進めてまいります。 また、いただいた御意見も踏まえ、環境配慮が確保された陸上風力発電事業の導入促進を図っていけるよう、今後、技術的な観点も含め、情報収集及び必要な検討を進めてまいります。
35	あらかじめ国が、地域の意見も踏まえ、とあるが、国があらかじめ地域の意見をどのように聴取などし踏まえていくのか このようなパブリックコメントであれば、目にする機会が格段に減ると思われるがどのような手段かが明確であればよい。	環境保全上配慮すべき重要な区域の考え方を検討する際の地域の意見聴取の具体的な方法については、例えば、地方公共団体等を通じて収集していくことが想定されますが、いただいた御意見も踏まえ、今後検討してまいります。
36	「事業者へ意見を発出する際の国の審査において、必要に応じ、有識者等への意見聴取を実施の上、適切な配慮書が作成されているかを確認していくこと」とあるが現状、審査案件が増加傾向にあり、省庁の業務過多で審査期間が長期化しているため、実施する場合には、審査遅延に結びつかないよう、効率的な意見聴取の実施を求めたい。	いただいた御意見も踏まえ、国による配慮書の審査において有識者等の意見聴取を実施する場合には、不必要に審査期間が長期化することがないように、十分に留意するようにいたします。
37	「方法書以降の手続きにおいて、配慮書手続き段階における検討結果を適切かつ効果的に活用していくための方策について更なる検討を行うこと」に強く賛同します。（仮称）JRE 鏡野風力発電事業の事例ですが、配慮書の経済産業大臣意見発出から方法書届け出に至るまでの期間が極めて短く、一般的に考えても配慮書手続き段階における検討結果を適切かつ効果的に活用しているとは認められないと考えるからです。	いただいた御意見も踏まえ、配慮書手続をより効果的に機能させる観点から、今後必要な検討を進めてまいります。

●Ⅱ-2. 報告書手続の在り方

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
38	報告書手続が実施された事業については、事後調査の実施結果や環境保全措置の効果等が公開されることから、「報告書手続は、今後も引き続き制度として維持していくことが適当である」という点、発電所に係る事業については、「事後調査等の実施結果が国に集約されない状況となっている」という点、「事後調査等の実施結果を分析の上、科学的知見の充実を図っていくことが求められている」という点について、賛同いたします。一方で、現在の報告書手続の制度にはいくつかの課題があると考えており、速やかな解決が望まれるところで す。 ・国が関与する形で各環境影響評価図書を継続的に公開するための制度を早急に設け、すべての事業において各環境影響評価図書を継続的に公開させることを望みます。 ・環境省が事後調査等の実施結果を一元的に管理・分析することを可能にし、後続事業全体に係る環境影響評価の最適化を図るべきです。また、それにより、ガイドライン等の整備や、環境保全措置に係る技術開発、事後調査等の実施結果に応じた順応的な管理等を促進していくことを望みます。	いただいた御意見も踏まえ、 ・環境省が各環境影響評価図書を継続的に公開するための制度を早急に設けることにより、あわせて環境省が発電所に係る事業の報告書を取得することができる仕組み ・環境省が事後調査等の実施結果を一元的に管理・分析し、後続事業全体に係るより効果的かつ効率的な環境影響評価の実施を図っていくこと ・事後調査等の実施結果に応じた順応的な管理等を促進していくこと について、今後必要な検討を進めてまいります。
39	「環境省が各環境影響評価図書を継続的に公開するための制度を早急に設けることにより、あわせて環境省が発電所に係る事業の報告書を取得することができる仕組みを構築すべきである」に強く賛同します。(仮称) JRE 鏡野風力発電事業の場合にも、環境影響評価図書の公開状況が極めて不十分なために、地元住民が知らない間に、事業計画が進められている事実があります。	
40	意見内容： 現在報告書は国の関与が適用外になっているが、国が報告書を集約すべきであり、供用後の環境影響の把握、知見の蓄積を目的とした報告書の在り方について、早急に検討すべきである。 理由： 報告書は国の関与の適応外であり、事業毎に調査内容や調査期間に大きな差異が生じている。また報告書の約 85 %は縦覧期間後の閲覧が不可能である。そのため、環境影響評価書の環境影響予測について、実際の環境影響の程度の検証が不可能な事業がほとんどである。また、環境に適切に配慮した風力発電事業の推進のためには、知見の蓄積による環境影響評価の予測精度の向上、環境保全措置の最適化が必要である。このようなことから、国は早急に報告書のガイドラインを設けて、報告書のデータを集約する方法についての検討を行うべきである。	
41	・意見内容	

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	事後調査等の実施結果を一元的に管理・分析するための的確なしくみ・制度を構築、運用していただくことに期待する。業界団体として可能な限り協力する方針である。 ・理由 事後調査結果の一元管理では、国が主導してデータベース化し環境影響の実態を把握することが重要、適切であると認識するところであり、是非、推進していただきたい。 一方で、そのしくみ・制度に多くの事業者が安心して忌避感なく、そして、高いインセンティブをもって協力、参画できるように、関連情報やデータ等の提供を促進するための必要な環境整備、賞揚、意識啓発等を併せて推進する必要があると思料する。	
42	意見の内容： 環境省による事後調査等の実施結果の一元的な管理・分析に際しては、答申に記載の通り、後続事業に全体に係る環境影響評価の最適化（調査期間の短縮、低コスト化、環境影響の予見性の向上）に資するものとしていただきたい。また、環境の応答には不確実性があることも考慮し順応的な管理・運用を可能とするものとしていただきたい。 意見の理由： 現状、再エネ事業のアセスにおいては影響の実態に係る知見が不足しているがゆえに、アセス時の事前調査の長期化や高コスト化、また影響評価の精度が課題とされていると認識している。事後調査データの蓄積・分析、それによる科学的知見の整理は、これらの課題を解決し、今後の再エネ推進及び環境保全の両面に資するものとして極めて重要と認識しているため。	いただいた御意見も踏まえ、 ・環境省が各環境影響評価図書を継続的に公開するための制度を早急に設けることにより、あわせて環境省が発電所に係る事業の報告書を取得することができる仕組み ・環境省が事後調査等の実施結果を一元的に管理・分析し、後続事業全体に係るより効果的かつ効率的な環境影響評価の実施を図っていくこと ・事後調査等の実施結果に応じた順応的な管理等を促進していくこと について、今後必要な検討を進めてまいります。
43	「環境省が事後調査等の実施結果を一元的に管理・分析することが可能になれば、後続事業全体に係る環境影響評価の最適化を図っていくことにつながり得る」。環境省がデータを一元的に管理することには賛同します。収集したデータの活用について、後続事業者の利便を強調していますが、広く一般に公開し、関心のある研究者や市民がデータの検証に参加できるようにしなければならないと考えます。また、データの二次利用を広く認めなくてはならないと考えます。	
44	・意見内容 電気事業法で事後調査報告書に対する国の関与が適用除外となっている特例を廃止してください ・意見の理由 武豊火力（石炭）2015年5月配慮書、2015年10月方法書、2016年12月準備書 2017年10月評価書では、事後調査は行わず、自主的な監視調査を実施するだけです。	

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	事後調査の必要性について準備書は、『見解 72(8)…環境保全措置を確実に実行することで予測及び評価の結果を確保できることから、「発電所アセス省令」第31条第1項で事後調査が必要とされている「環境影響の程度が著しいものとなるおそれ」がある場合にはあらず、本事業の実施に係る事後調査は実施しない』としている(p.1375)。しかしながら、準備書における環境影響に対する予測・評価は、客観的な事実やデータのみを前提としているわけではなく、様々な「想定」や「推計」を前提としたものであって、…確実に環境が保全される保障はありません。 準備書の中では、「海洋の生態系については、未解明な部分が多く、予測評価を行う上での客観的・科学的根拠となる資料や文献や類似事例がほとんどない」として評価項目に選択しない…(p.320)。それにもかかわらず、現段階で「環境影響の程度が著しいものとなるおそれ」はないと…するのは、自然環境に対する謙虚さや環境保全に対する誠実さを著しく欠いた姿勢と感じざるを得ません。…事後調査は実施を原則とすべきです。「…事後調査については、「発電所アセス省令」…第31条第1項の規定…記載した環境保全措置を確実に実行することで予測及び評価の結果を確保できることから、環境影響の程度が著しいものとなるおそれはないものと考えます。このことから、本事業の実施に係る事後調査は実施せず、…環境監視を確実にを行うことにより、周辺環境の保全に努めることとしております。」と主張して法に基づく事後調査は実施していません。こうしたことがないよう、電気事業法の特例措置を廃止してください。	
45	事後調査は、決まり文句のように調査すると宣言して実際には提出義務がない法律上の抜け穴になってしまっている。安易な計画を阻止するためにも提出義務を明文化すべきと思う。	いただいた御意見も踏まえ、 ・環境省が各環境影響評価図書を継続的に公開するための制度を早急に設けることにより、あわせて環境省が発電所に係る事業の報告書を取得することができる仕組み ・環境省が事後調査等の実施結果を一元的に管理・分析し、後続事業全体に係るより効果的かつ効率的な環境影響評価の実施を図っていくこと ・事後調査等の実施結果に応じた順応的な管理等を促進していくこと
46	報告書をみると、移植した希少種が定着していない事例も少なくない。評価書段階で、移植先の適切さが評価されておらず、間に合わせの場所になんでも押し込んでいる感がある。報告書段階では後追いになってしまうので、事後調査等の実施結果の分析はぜひやっていただき、環境保全対策の評価に役立てること。	について、今後必要な検討を進めてまいります。
47	報告書は、環境保全対策の実施状況がわかる図書で、読み込むと気づきが多く、多くの住民に目を通してもらいたい。しかし、情報交流の手続きがないため、ほとんど閲覧されていない。報告書手続にも意見できるようにすること。	いただいた御意見も踏まえ、まずは、報告書を含む環境影響評価図書を継続的に公開するための制度上の仕組みについて、今後必要な検討を進めてまいります。
48	事後調査は供用期間中複数回実施され、結果は環境省に報告されなければならないと考えます。予測との乖離を迅速に発見するため、結果はその都度報告されなければならないと考え	いただいた御意見も踏まえ、環境省において各環境影響評価図書を継続的に公開するための制度上の仕組みについて、今

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	ます。環境省はそれを（稀少種に配慮する形で）公開しなければなりません。事業者による自主的な公表に任せてはなりません。「公開」と「公表」については明確な使い分けがあることをこの文書内のどこかで明記してください。	後必要な検討を進めてまいります。 なお、答申では ・図書の作成主体である事業者が主語の場合には、「公表」 ・図書の作成主体でない環境省が主語の場合には、「公開」と記載し、用語を使い分けています。
49	稼働の全期間にわたる鳥類の事後調査を義務付けてください。	事後調査は、環境影響評価法に基づき、環境影響に係る予測の不確実性が大きい場合や、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合に実施するものとされています。 そのため、上記の場合を除き、同法に基づき、稼働中の全期間に渡って鳥類の事後調査を義務付けることは困難であると考えておりますが、環境配慮を確保する観点から、事後調査が必要な期間に渡って適切に実施されるよう、適正な制度の運用に努めてまいります。
50	・意見内容 事後調査等の内容、環境保全措置の効果等が公開され、環境配慮の実効性、透明性の確保に貢献しているとの表現だが、リニア中央新幹線の非常口工事、発生土置き場の影響検討は事後調査ではない。 ・意見の理由 リニア中央新幹線の、非常口工事、発生土置き場の影響検討は「事後調査と実施する。…関係自治体と調整のうえで…地域にお住いの方への公表を行なう。」（環境影響評価書第10章）とありますが、発生土置き場などの実質的環境影響評価をリニア中央新幹線の環境影響評価は終了した後で、新たな環境影響評価を事後調査として実施することは邪道です。環境省がこのような仕組みを認めた罪は大きく、今からでも根幹に立ち戻り、このような不完全な環境影響評価を差し戻してください。様々な事情で、認めざるを得なかったなら、その事実を明らかにし、事業の詳細が確定する段階で、事後調査報告ではなく、少なくとも追加アセスメントを実施すべきです。 また、今後こうした不完全な環境影響評価は認めないことを明言し、必要なら環境影響評価法の改正も視野に入れるべきです。そのためにも、まずは、各県で扱いがバラバラな「環境影響検討書」、「事後調査報告書」の審査を環境省自らが開始すべきです。 事後調査報告書の扱いも都道府県によりちがいがあります。愛知県は受け取るだけとなっており、結果としてJR東海の言い分の丸のみでしかありません。例えば、坂下非常口については「2017年3月新設工、2018年2月工事施工ヤード造成作業、2019年1月トンネル掘	個別事業に対する御意見につきましては、回答を控えさせていただきますが、付帯設備の整備等に係る考え方につきましては、参考とさせていただきます。 今後も環境影響評価制度の適切な運用に努めてまいります。

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	削作業、2022 年 2 月トンネル掘進等と小出しに環境保全計画書が提出され、出入り口の変更、交通量増加があるのに、JR 東海は「関係自治体に送付しましたのでお知らせします。」だけで済ませています。 一方、岐阜県は環境影響評価審査会で審議し、JR 東海に知事名で指示を出しています。2022 年 2 月「藤川高架橋の保全計画書」では、準備書への知事意見「工事車両の寄与分が 5dB と大きい場合、工事の平準化等を確実に実施する」に従い、工事車両が 30%増加したため、改めて対策を保全計画書として提出させました。また準備書への知事意見「発生土の処理について、環境影響評価法に基づく手続きに準じた以下の措置を講ずること」に従い、JR 東海は見解でこれを了解し、御嵩町内（フォーラム 1～5 回：2022. 5. 2 日～2023. 1. 21）及び中津川車両基地の造成工事と車両基地北側（中部総合車両基地北側発生土木場他における環境の調査及び影響検討の結果について：2024. 12. 20）に汚染土の恒久的処分場を作るための作業が始まっています。	
51	透明性の確保に貢献したのは分かるが、令和 6 年 4 月までに、32 件の発電所に係る事業の報告書の公表、追加の保全措置が講じられる事例も確認されている、という注釈の書きぶりを見るに、実効性については疑問が生じる。 追加的な環境保全措置を実施しようとする場合、その時点で現地の環境が保全できない状況になっている可能性はないのか。	適正な環境配慮を確保していくためには、 ・事業を実施する前に、あらかじめ環境影響評価を実施し、その結果に基づき必要となる環境保全措置を検討していくこと ・その上で、環境影響に係る予測の不確実性が大きい場合や、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合には、事後調査等を実施の上、その結果に基づき追加的な環境保全措置を講じていくことが重要であると考えております。
52	・意見内容 事後調査、環境監視等の内容、環境保全措置の効果等を報告する制度は、「維持していくことが適当である」を「確実に実施させることが適当である」などに修正をしてください。 ・意見の理由 2011 (H23) 年 4 月に改正された環境影響評価法においては、新たに環境保全措置・事後調査の報告書に関する規定が設けられたが、その後愛知県内の環境影響評価事業では、要件にあわないからと事後調査を否定する環境影響評価準備書がほとんどです。 例えば名古屋道路（2020 年 4 月の配慮書、2021 年 5 月の方法書、2023 年 5 月の準備書）では、「事後調査は全ての項目で「採用した予測手法の予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき予測の不確実性は小さいこと、また、採用した環境保全措置の効果に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき効果の不確実性は小さいことなどから、事後調査は	環境影響に係る予測の不確実性が大きい場合や、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合には、適切に事後調査が実施し、その内容や効果を取りまとめた報告書を作成することとされており、事業者は環境影響評価法に基づき、確実に実施する必要があります。

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	実施しません。」p12-1 とありますが、『計画交通量が増加したり、大型車率が増加すると、予測条件が変化することで、予測を上回る恐れがあるため、大気質、騒音の事後調査は実施してください。また、重要な鳥類が国道 22 号を超えて飛翔できるかの確認も必要です。鳥類の事後調査も実施してください。』との意見に対する事業者の見解は『6-1 予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき予測の不確実性は小さいこと、また、採用した環境保全措置の効果に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき効果の不確実性は小さいことなどから、事後調査は実施しません。なお、今後の工事計画等の詳細な検討にあたっては、環境影響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮して行ってまいります。』ということで、準備書の繰り返しでした。 その後の浜松湖西豊橋道路(2021 年 12 月配慮書、2024 年 7 月方法書)も同様な準備書になる恐れがあります。 こうしたことから、2021 年に法改正で追加された環境保全措置・事後調査の報告書に関する規定は、愛知県の道路事業では実施されていません。環境配慮の実効性、透明性の確保に貢献していること等が確認されている事後調査報告書を確実に実施させることが必要です。	
53	以下の記載を追加するべきである。 しかしながら、埋立事業に伴う海草やサンゴの移植の失敗に見られるように、報告書に記載されている環境保全措置が絵に描いた餅で効果がなくても、事業者の責任は問われない現状がある。環境保全措置の効果に対して事業者が法的な責任を持たせる制度の改革が不可欠である。	環境影響評価法は、事業者が適正な環境配慮を確保していくための手続を定めたものであり、環境保全措置の効果に対し、事業者が法的な責任を課すことは困難であると考えられますが、適切な環境保全措置が講じられるよう、制度の運用に努めてまいります。
54	3 個所に予測・評価の不確実性に関する記述があります。いずれも環境影響の過大評価に対する懸念が示されるとともに、事後調査等の実施結果をふまえた順応的管理により、不確実性に対応するとしています。しかし、事前調査でイヌワシの飛翔が確認されなかった風力発電所において、月 1 回の事後調査によりバードストライクの可能性のあるイヌワシの死体が発見されました(祓川 2005、ユーラスエナジーホールディングス 2008)。また、鳥類の死体を設置してから 15 日以内に大型猛禽類の 42%、小型鳥類の 62%がスカベンジャーによって持ちさられたという実験結果が報告されています(Smallwood et al. 2010)。これらの知見から、予測・評価の不確実性は、環境影響の過大評価だけでなく過小評価にも関連していることは明らかです。また、環境影響発生後のレジリエンス(危機やストレスからの回復力)の小さい絶滅危惧種や地域個体群に対して安易に順応的管理を適用することは適切ではありません。したがって、予測・評価の不確実性に対応するためには、現地調査結果および予測結果の公表にあたり、点推定ではなくブートストラップ法を含む区間推定を用いること、専門家等の助言をふまえてレジリエンスの可能性を評価し、公表することを答申し	いただいた御意見を踏まえ、先進事例を含む科学的知見の収集・整理に努めるとともに、技術的な検討を進めていくことにより、環境影響評価に係る技術の向上を図ってまいります。

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	チャーポジティブのバランスを崩すような記述は控えるべきです。ネイチャーポジティブを強調する立場で記述すれば、「陸上風力発電事業を導入する際の最大限の環境配慮」という書き方も可能です。より中立的に「環境配慮が確保された陸上風力発電事業の導入」でよいと考えます。	れるよう、記載内容を修正します。
60	答申（案）の記載内容を以下のように修文するべき。 一方で、地域によっては、陸上風力発電事業による環境影響等への懸念が高まっている状況にある。 陸上風力発電事業では、鳥類等や景観への影響、騒音による環境影響等が懸念されることが多く、これらの環境影響の程度は、一般に、風車の立地場所や配置によるところが大きい。そのため、事業の実施による環境影響を回避→低減し、適正な環境配慮が確保された地域共生型の陸上風力発電事業のみを最大限導入していくためには、環境影響の懸念が小さいこと が想定される回避された適地へ、事業を誘導していく仕組みを構築することが重要となってくる。	適正な環境配慮を確保していくためには、可能な限り環境影響を回避していくことが望ましいと考えますが、環境影響を回避できない場合には、環境影響の低減を図っていくことも重要であると考えております。 また、立地の検討段階において、環境影響の懸念を完全に回避することは現実的に困難である場合もあると考えられることから、立地誘導に係る仕組みの検討に当たっては、環境影響の懸念が小さいことが想定される適地への誘導を図っていくことが重要であると考えております。
61	健康や生物や景観への影響勘案した事業展開の変更・立地誘導などがまさに大事だが、これを今頃パブコメにかけるのは時代対応としてあまりにも遅い。	いただいた御意見も踏まえ、事業の立地誘導を実現させる制度上の仕組みを早期に確立していくことができるよう、今後必要な検討を進めてまいります。
62	「陸上風力発電事業では、鳥類等や景観への影響、騒音による環境影響等が懸念されることが多く、これらの環境影響の程度一般に、風車の立地場所や配置によるところが大きい。そのため、事業の実施による環境影響を回避・低減し、適正な環境配慮が確保された地域共生型の陸上風力発電事業を最大限導入していくためには、環境影響の懸念が小さいことが想定される適地へ、事業を誘導していく仕組みを構築することが重要となってくる。」とあるが、環境影響の懸念が小さい適地とはどこか？それが人が少ない地域を指すなら自然環境への影響が甚大になる。 自然が少ない人工的な地域なら人的影響が特に健康被害が顕著になるであろう。環境省が健康被害を認識していないかのような表現をしているから事業者はあからさまに「健康被害は無いので対応しないと明言」さえしている状況である。 日本において大型風力発電の適地は皆無だと思う。どこへも誘致していくべきではない。 環境影響評価に至っては厳しくすべきところで簡素化すべきではない。 すでに稼働したものについて当初の営業期間が終わって事業者が変わり引き継ぐ場合は、環境も、耐久性も変わっているのだから尚更嚴重に調査し評価すべきである。 低周波音被害についても当初は感じなかった人も長期間低周波音を浴びることによって影	いただいた御意見も踏まえ、環境影響の懸念が小さいことが想定される適地の考え方について、今後必要な検討を進めてまいります。

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	響が出ている事例も報告されている。 低周波音は等しく誰にも影響を及ぼしているのは事実。表に出ているか否かの問題である。 日本における再エネに風力発電は不向きである。	

●Ⅲ-1. 立地誘導による導入促進

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
63	意見内容： 立地によって想定される環境影響の程度に応じ、必要な環境影響評価手続きを国が３段階に振り分けを行う制度も含め、陸上風力発電事業の適切な立地誘導が図られる制度の構築を早急に行うべきである。 理由： 地球温暖化対策の推進に関する法律では促進地域の設定はされるものの、保全地域の設定がされないため、十分な立地誘導がされていない。そのため、各自治体が条例などにより独自に保全地域を設定するなどの状況がある。一方で、一昨年来、環境省は立地に応じてアセスの３段階の振り分けを行うことで立地誘導を図ることを検討してきたが、今回の答申にその具体的な制度化までは含まれておらず、環境省としての適地への立地誘導の方針は十分には示されていない。適地誘導がされていないことにより、地元住民や自治体からの反発があり、結果として風力発電の推進が遅れている現状からも、国は最優先で、適地への立地誘導を図ることができる制度を構築すべきである。	いただいた御意見も踏まえ、地域との共生が図られ、適正な環境配慮が確保された再生可能エネルギーの導入を促進していくために、事業の立地誘導を実現させる仕組みを早期に確立していくことができるよう、環境配慮の観点を含むゾーニングの仕組みを有する他制度と環境影響評価手続の在り方や、配慮書手続の活用（国による環境保全上配慮すべき重要な区域の考え方の提示）も含め、今後必要な検討を進めてまいります。
64	意見の内容： 適正な環境配慮と地域との共生のための立地誘導の仕組みを検討するにあたっては、既存の他制度との連携を考慮いただくとともに、関係する地域の利害関係者の意見を十分に聴取、考慮いただきたい。 意見の理由： 再エネ事業は、地方創生、地域活性化の切り札としての役割も期待されていると感じており、その立地誘導においては、環境配慮の側面はもちろんのこと、実際に事業が誘導され、利害関係者となる地域の方々の意向を十分に反映したものとすべきと考えるため。	
65	環境保全上配慮すべき重要な区域について、決して法的な区域指定に基づいて画一的に区域設定をすることなく、地域の自然特性を慎重に考慮したうえで環境保全上配慮すべき重要な区域の考え方を明確にガイドライン等に提示いただきたい。 今各自治体で行われていることは、例えば森林法５条森林を一律に環境保全エリアに指定す	

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	る、国有林を一律に環境保全エリアに指定するなど、その地域の個別性を全く考慮しない法的な区域指定に基づいた画一的な区域設定である。 現実には、森林の有する役割を阻害しない開発である事が監督官庁によって認められた事業や、森林の公益的機能の発揮など国有林野の適切な管理経営と調和する事業として認められて実施されている事業は多数ある。 そのうえで、「重要な区域」をどのように定め、どのように「地域の意見を踏まえ」、どのように周知していくのかについてご教示願いたい。特に、「地域の意見」を踏まえる、という方針には賛成だが、様々な立場の様々な意見があるなかでこれを踏まえ、合意形成をはかることは非常に難しいと思われるが、誰の意見をどうやってどの程度考慮するのかについて、今後どのように区域の考え方を取り纏めて行く方針か。 また、ポジティブゾーニングの場合には、環境影響の懸念が低い場所は環境影響を保守的に見て設定されると思料している。(なぜこんなところを選んだのかと国に反対の矛先が向かないために)。これが保守的になりすぎて、かつ、国の選ぶ適地ということが先行しすぎて、そこ以外開発できないような環境になる事態は避けたいと考えている。配慮書手続きの在り方のところにあった記載のように、「環境保全上配慮すべき重要な区域を含む場合には、早期に環境影響を回避・低減するための方針を検討し、検討結果を配慮書に記載させる。」等をガイドラインに残し、国の選ぶ適地以外での開発機会を奪うこととならないよう配慮いただきたい。	
66	各自治体における促進区域の指定がなかなか進まない一方で、各都道府県においては「適切な立地誘導」のための再エネ新税に係る条例が相次いで検討されている。 これも考え方によっては立地誘導のためのゾーニングの先行事例という考え方もあるが、再エネ新税に係る条例の施行前に陸上風力事業の設置が許可されていたような事業においても課税されるような制度が策定されることが懸念される。これら現状について「立地誘導を図っていくための効果的なゾーニングの在り方」として想定される方向に進んでいると認識しているか。	いただいた御意見も踏まえ、地域との共生が図られ、適正な環境配慮が確保された再生可能エネルギーの導入を促進していくために、事業の立地誘導を実現させる仕組みを早期に確立していくことができるよう、環境配慮の観点を含むゾーニングの仕組みを有する他制度と環境影響評価手続の在り方や、配慮書手続の活用（国による環境保全上配慮すべき重要な区域の考え方の提示）も含め、今後必要な検討を進めてまいります。
67	「事業の立地誘導を実現させる制度上の仕組みを早期に確立していくことが必要」この文言に強く賛同します。(仮称) JRE 鏡野風力発電事業においても、風力発電機の設置予定場所が、山の稜線上、かつ、ほぼすべてが保安林に指定されている場所であり、地元住民の強い懸念を生んでいるからです。	
68	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域制度を始めとしたゾーニングに係る他制度と、環境影響評価法に基づく環境影響評価制度の連携を強化すべきであることに賛同いたします。 一方で、市町村による促進区域の設定があまり進んでいないという現状において、それらを	

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	連携させるには具体的な方策が必要になると考えます。そのためには、環境情報の整備や地域事情等を踏まえた配慮事項の考え方の整理、配慮書手続の有効活用に加え、市町村が労力をかけて促進区域を設定することにメリットを見出すことができ、全国の市町村で促進区域の設定が進むような制度設計が必要です。	
69	・意見内容 ゾーニングによって、一定程度環境配慮が確保されているエリアで実施される風力事業については、環境影響評価手続の取扱いを柔軟に変更することには反対です。 ・意見の理由 陸上風力発電事業の導入促進のために、長年培われた環境影響評価制度を「柔軟に変更する」といいながら、実際は制度の手抜きをするだけになるのは、ただでさえ電気事業法の特例で報告書に対する国の関与が適用除外となっている現状から賛成できません。まずは電気事業法の特例を廃止してください。	いただいた御意見も踏まえ、地域との共生が図られ、適正な環境配慮が確保された再生可能エネルギーの導入を促進していくために、事業の立地誘導を実現させる仕組みを早期に確立していくことができるよう、環境配慮の観点を含むゾーニングの仕組みを有する他制度と環境影響評価手続の在り方や、配慮書手続の活用（国による環境保全上配慮すべき重要な区域の考え方の提示）も含め、今後必要な検討を進めてまいります。
70	ゾーニング等のための地域の合意形成の場と環境影響評価手続において求められる意見聴取の機会との連携を図る」 ⇒住民説明会では参加者を限定しておらず、必ずしもゾーニング等の地域の合意形成の場におけるステイクホルダーとは一致していない面がある。また、両者の手続きにおいて事業に関する説明をするタイミングも必ずしも一致しない可能性が高いと考える。よって、環境影響評価手続きにおける意見聴取の機会との連携を図ることは難しい可能性が高いと考える。	環境影響評価法に基づく説明会を省略するものではなく、例えば、ゾーニング等に基づく協議会等の場を活用していくことで、より効果的かつ効率的に合意形成を図っていくことが可能な場合もあると考えておりますが、いただいた御意見も踏まえ、今後必要な検討を進めてまいります。
71	「ゾーニング等のための地域の合意形成の場と環境影響評価手続において求められる意見聴取の機会との連携」。これにより住民説明会のような事業者との直接対話の機会が減るようなことがあってはならないと考えます。企業姿勢を知る上で住民説明会は特に重要であると考えます。	

●Ⅲ-2. 法対象事業を下回る事業に係る効果的かつ効率的な環境配慮の確保

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
72	事業に係る環境配慮の確保にあたり、地方公共団体の条例のみに対応をゆだねるのではなく、「簡易な方法による環境影響評価の実施を課し、スクリーニングを通じ、立地により、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものを法に基づく環境影響評価手続の対象とすること」を想定していることに賛同します。 また、それには、「風力発電事業の特性を踏まえ、例えば、鳥類、コウモリ類、生態系等への影響が著しいものとなるかどうかなど、立地に着目し、明確かつ適切にスクリーニングするための新基準の整備」と、「スクリーニングに必要な鳥類等の生息分布情報等に係	いただいた御意見も踏まえ、小規模であっても、立地により、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合における環境配慮を確保するため、今後必要な検討を進めてまいります。

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	る環境情報の整備・拡充」が必要となることに賛同いたします。 これらの新基準の整備や環境情報の整備・拡充については、速やかな事業の実施を望みます。	
73	二種要件の引き下げはぜひ行ってもらいたい。風力発電は、小規模なものになると、生活の場に近くなる傾向があり、地域からみると問題が大きくなる可能性がある。さらに小規模なものも含め、地域社会との情報交流が図れる仕組みにすること。	
74	二種事業の規模要件を引き下げること賛成する。FIT 認定から運転開始までの期限が条例アセスでは通常 4 年、法アセス事業の場合 8 年と長くなるという点もあるが、環境影響について、全国一律の尺度で審査する方が環境影響の比較という観点からも適切であると考えている。	
75	意見内容： 第二種事業の下限規模引き下げよりも優先的に第二種事業の環境配慮が図られる方策を検討すべきである。 理由： 2024 年にアセス手続き開始した陸上風力発電事業のうち、2/3 が第二種事業である。一方で、環境影響評価法の対象規模未満（3.75 万 kW 未満）で各自治体の条例の対象事業は 5 %程度である。本答申で示されているように、第二種事業は環境配慮書が任意であり方法書からの開始であることから、FIT 認定を迅速に行うことが可能である一方で、このような第二種事業でも主要な渡り鳥の経路上であるなど環境配慮を著しく欠いた事業が多く存在する。第二種事業の範囲を広げること検討する前に、まずは第二種事業の環境配慮を適切に行うことができる仕組みの検討を行うべきである。	いただいた御意見も踏まえ、小規模であっても、立地により、境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合における環境配慮を確保するため、今後必要な検討を進めてまいります。
76	・意見内容 陸上風力発電事業の第 2 種事業の規模要件を引き下げることには反対です。 ・意見の理由 陸上風力発電事業の導入促進のために「環境影響評価法の対象規模未満(3.75 万 kW 未満)の事業であっても、立地環境によっては、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあることが課題となっている。」と認識しながら、「第二種事業の規模要件を引き下げ、3.75 万 kW を下回る事業に対し、既に電気事業法に基づき実施されているような簡易な方法による環境影響評価の実施を課し、スクリーニングを通じ、立地環境により、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものを法に基づく環境影響評価手続の対象とすることが想定される。」とありますが、そもそも、2012 年の法改正で 1 種事業は 1 万 kW 以上を 5 万 kW 以上、2 種事業を 0.75 万 kW 上 1 万 kW 未満を 3.75kW 上 5 万 kW 未満に引き上げ改正したばかりで	風力発電事業については、2021 年に閣議決定された規制改革実施計画を踏まえ、規模要件の引き上げがなされましたが、陸上風力発電事業では、小規模であっても、著しい環境影響が懸念されるものが存在することから、同規制改革実施計画では、「効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応の在り方」についても検討を進めていくことが必要とされております。こうした経緯を踏まえ、小規模であっても、立地により、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合における環境影響評価の制度的検討が必要であると考えております。

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	あり、2 種事業の 3.75kw 以上を 0.75 万 kw 以上に引き下げても、旧法の対象規模に戻るだけで、改正時の判断の是非を問われます。 また、各県等が独自に条例で取組み、例えば愛知県では 0.75 万 kw 以上を環境影響評価対象としている事情があり、これで十分と思われます。	
77	小規模事業におけるスクリーニングに関する新基準の整備にあたっては、バードストライク・バットストライクの発生を回避または最小化できる構造の環境配慮型風力発電機を採用した事業者に対して簡易な環境評価手法を認め、あわせて環境配慮型風力発電機の採用にともなう費用負担を支援することにより、環境配慮が確保された陸上風力発電事業の最大限の導入促進を答申していただきたく要望いたします。	いただいた御意見も踏まえ、環境配慮が確保された陸上風力発電事業の導入促進を図っていけるよう、今後、技術的な観点も含め、情報収集及び必要な検討を進めてまいります。

●Ⅲ-3. 建替事業に係る効果的かつ効率的な環境影響評価手続の実施

(1) 配慮書手続の見直し

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
78	・意見内容 建替事業における手続として、配慮書の作成に代わり簡易な書類を作成することについて、実現可能性ある適当なアイディアの提示と受け止めている。建替事業に係る環境影響評価手続の合理化に期待する。 ・理由 風力発電事業のリプレース案件においては、立地する環境への配慮という視点からは、既設・稼働済の発電所があることから、その環境影響の程度が大きなものでなかったことを前提に、更新・同地継続事業の立地に係る特段の配慮は不要と考える。 もちろん、上記の条件を確認・評価するために、既設施設の稼働中の環境影響の実態、状況について把握、報告することが肝要であり、そのための事後調査の実施、報告書の作成、公表等を適切に進めること、その内容や必要十分な水準の明確化（と水平展開等）が必要と認識するところである。 建替事業に係る環境影響評価手続の合理化については、業界団体として可能な限り協力する方針である。	いただいた御意見も踏まえ、 ・単に配慮書手続を適用除外とするのではなく、配慮書手続に代わり、建替事業の事業特性を踏まえたより効果的かつ効率的な手続を定めることが合理的であること ・事後調査等の実施結果等を基に、既設事業において重大な環境影響が生じているか否かを把握できているような場合には、区域や規模等に関して既存文献等の情報を基に検討を行うことは合理的ではないこと ・建替事業の場合には、既設の発電所の供用中に実施した事後調査等の実施結果等を活用することにより、事業計画の立案段階から、建替後の発電所の設置に係る環境配慮の方針を効果的に検討することが可能であること が明確化されるよう、記載内容を修正します。 また、建替事業に係る配慮書手続の見直しに当たっては、いただいた御意見も踏まえ、効果的かつ効率的な環境配慮の確保に資するよう、今後必要な検討を進めてまいります。
79	<意見内容> 配慮書の作成に代わる仕組みについては、国の手続きに要する期間についても最大限短縮されるよう検討いただきたい。 <意見の理由>	

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	建替事業について、配慮書手続きの適用除外とともに、配慮書の作成に代わる仕組みが検討されておりますが、課題とされている「手続きの実施に長期の時間を要していること」を解決するためには、事業者の準備期間の短縮に加えて、国の手続きに要する期間についても最大限短縮される必要があると考えておりますので、そのような観点も踏まえて、今後当該仕組みに関する具体的な検討を進めていただきたいと思います。	
80	陸上風力のリプレイスにおける手続きを簡略化について「問題がなかった」と判断するに堪えるような事後調査は行われているのか疑問がある。そのよう判断をしうる評価システムが必要。 陸上風力のリプレイスでは、青山高原で見られるように、一基当たりの大型化が進んでいる。リプレイスの内容についても点検する必要がある。 風力発電の場合、小型化すれば環境影響は小さくなるという単純なものではない。音の量ではなく、音の質が変わり、それが近隣に影響を与える側面を考慮すべきである。小型化すれば生活の場に近くなる傾向があるので、特に注意必要。	いただいた御意見も踏まえ、 ・単に配慮書手続を適用除外とするのではなく、配慮書手続に代わり、建替事業の事業特性を踏まえたより効果的かつ効率的な手続を定めることが合理的であること ・事後調査等の実施結果等を基に、既設事業において重大な環境影響が生じているか否かを把握できているような場合には、区域や規模等に関して既存文献等の情報を基に検討を行うことは合理的ではないこと
81	建替事業の効率化は、当該事業の報告書の分析とともに、経済・社会影響も含めたアンケート調査など、地域社会の受容状況を調査し、それをもとに検討すること。	・建替事業の場合には、既設の発電所の供用中に実施した事後調査等の実施結果等を活用することにより、事業計画の立案段階から、建替え後の発電所の設置に係る環境配慮の方針を効果的に検討することが可能であること
82	意見内容： 現在稼働中の風力発電事業の更新手続きの迅速化は慎重に検討すべきである。 理由： 本答申では、建替事業のアセス手続きのうち、現在稼働中であることを理由に配慮書の手続きを無くすなどの方針が示されている。しかし、これらの風力発電事業の設置時は風力発電事業自体がアセス対象事業外であったため、十分な環境影響評価がなされているわけではない。実際に、釜石や宗谷岬などでの事業は、イヌワシやオジロワシのバードストライクを環境省が問題視しているにもかかわらず、同じ場所での更新手続きもしくは事業の拡大手続きが進んでいる。また、供用中の事業について事後調査等が十分にされていないケースも多く、拙速な更新手続きの迅速化を図るべきではない。	が明確化されるよう、記載内容を修正します。 また、建替事業に係る配慮書手続の見直しに当たっては、いただいた御意見も踏まえ、効果的かつ効率的な環境配慮の確保に資するよう、今後必要な検討を進めてまいります。
83	答申（案）の記載内容を以下のように修文すべき。 他方、現行制度では、建替事業について新設と同様の環境影響評価手続の実施を求めており、当該手続の実施に長期の時間を要していることが課題となっている。そのためしかし、建替事業の実施に当たっては、その事業特性も踏まえ、より効果的かつ効率的な環境影響評価手続の実施事業実施期間に得られた知見を鑑みてより環境保護、環境保全、環境配慮を最優先した環境影響評価手続の実施を図っていくことが必要である。	

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
84	供用中に事後調査等を実施することで、再築時の環境影響評価手続きの負担軽減につなげることが記載されている。各事業の事後調査の状況が異なるため、配慮いただきたい。	いただいた御意見も踏まえ、
85	・意見内容 陸上風力事業が適正な環境配慮がされていると判断できる場合は、リプレース事業に係る配慮書手続は適用除外とすることは反対です。 ・意見の理由 適正な環境配慮がされていることは、誰が何をもって判断するかで異なります。また、早い段階で地域住民が事業のリプレースを知ることができなくなります。さらにリプレースと称して、風車の大型化が予想され、環境影響は拡大する恐れがあります。国が意見を述べるができる仕組みを設けるという提案も地域住民の切実な意見を無視することになります。こうした点から、陸上風力事業のリプレースに係る配慮書手続は適用除外とすることは反対です。	・単に配慮書手続を適用除外とするのではなく、配慮書手続に代わり、建替事業の事業特性を踏まえたより効果的かつ効率的な手続を定めることが合理的であること ・事後調査等の実施結果等を基に、既設事業において重大な環境影響が生じているか否かを把握できているような場合には、区域や規模等に関して既存文献等の情報を基に検討を行うことは合理的ではないこと ・建替事業の場合には、既設の発電所の供用中に実施した事後調査等の実施結果等を活用することにより、事業計画の立案段階から、建替後の発電所の設置に係る環境配慮の方針を効果的に検討することが可能であること が明確化されるよう、記載内容を修正します。 また、建替事業に係る配慮書手続の見直しに当たっては、いただいた御意見も踏まえ、効果的かつ効率的な環境配慮の確保に資するよう、今後必要な検討を進めてまいります。
86	「適正な環境配慮の確保のための取組が行われているもの」とありますが、適切かどうかの判断は決して事業者任せにせず、第三者機関など公正な立場で判定する必要があります。適正な取組が行われているかどうかの判断手順についても記載してください。	
87	「適正な環境配慮の確保のための取組が行われている」かどうかを適切に判断するためにも、事後調査は必須とすべきです。事後調査で得られた情報は、累積的な環境影響の程度を把握するため、また評価項目の絞り込みのためにも必要です。	事後調査は、環境影響評価法に基づき、環境影響に係る予測の不確実性が大きい場合や、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合に実施することとされています。
88	「書類を公表するような仕組みを設ける」この文言に強く賛同します。公表することになしに、地域との共生は実現し得ないと考えます。	いただいた御意見も踏まえ、環境影響に係る予測の不確実性が大きい場合や、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合には、適切に事後調査が実施され、報告書手続が進められるよう、適正な制度の運用に努めてまいります。
89	簡易な方法であっても建替事業における総域段階での環境コミュニケーションを確保すべきである。	いただいた御意見も踏まえ、早期段階から地域とのコミュニケーションの機会を確保するための具体的な方策について、今後必要な検討を進めてまいります。
90	配慮書手続が適用除外となった場合でも、住民説明会は必要であると考えます。また、事業者間の事業の転売等で事業主体が変わった場合も、住民説明会を開いて、地域との協定を再確認することが必要であると考えます。	
91	「建替事業に係る配慮書手続が適用除外となった場合であっても、前述の書類を作成ないし公表する際には、地域への意見聴取に努めることにより、早期段階で地域とのコミュニケーションの機会を確保することが望ましいと言える」	

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	⇒地域へのコミュニケーション機会は具体的にどのような形式を指すのかが不明瞭である。 また、仮に従前どおりの説明会を指す場合、方法書段階の説明会同様要件を全て充足する場合には、再エネ特措法の説明会と兼ねることは可能なのか。	

●Ⅲ-3（２）評価項目の絞り込み等による環境影響評価の合理化

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
92	合理的な評価項目の絞り込みを図り、そのためにガイドラインの見直しも視野に項目の絞り込み等に係る技術的な考えからの整理を進めるとともに、事業者及び各地方公共団体の審査関係者へ当該考え方を周知していくということには賛成である。環境への影響が小さい項目については、現地調査自体が不要となるか、調査頻度や期間が短くなるようにすることで、効率的かつ効果的な環境影響評価が行え则认为する。	いただいた御意見も踏まえ、風力発電を始めとする建替事業に係る環境影響評価の合理化を図っていくための方策について、今後必要な検討を進めてまいります。
93	＜意見内容＞ 建替事業の合理化に係るガイドラインについては、風力発電事業に限らず、他の発電事業についても、既存のガイドラインの見直しおよび新たなガイドラインの整備等の検討を進めていただきたい。 ＜意見の理由＞ 建替事業の合理化に係るガイドラインについては、風力発電事業に限らず、既存のガイドラインが十分に活用されていない状況にあるため、これらの見直しの検討を進めるとともに、ガイドラインが整備されていない事業についても、より効果的かつ効率的な環境影響評価が実施されるよう、新たなガイドラインを整備するなどの検討を進めていく必要があると考えます。	
94	建替事業における評価項目の絞り込みは、住民の受容など、社会面の調査からの絞り込みを行うことが望ましい。	

●Ⅳ．現行制度の課題等への対応

１．環境省による環境影響評価図書の継続的な公開

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
95	意見内容： 環境省が当該図書を継続的に公開することが可能となる制度上の仕組みを早急に確立すべきである。 理由：	いただいた御意見も踏まえ、様々な公益に資するよう、環境省が環境影響評価図書を継続的に公開するための制度上の仕組みについては、事業者が公衆送信権を有する点等にも留意しつつ、今後必要な検討を進めてまいります。

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	環境影響評価制度は、事業をより良くするコミュニケーションのための制度である。しかし、多くの事業の環境影響評価図書は縦覧期間の1～1.5ヶ月間以外は閲覧できず、印刷やダウンロードなどできないことも多く、十分なコミュニケーションを図る役割を果たしていない。特に風力発電事業では他事業と比べてもアセス図書の常時公開率が低い。また、事業開始後に、環境予測が適当であったかの検証もできず、知見の蓄積も不可能である。今後検討がされる可能性のある累積的影響の評価を適切に行うためにも、環境省が早急に全てのアセス図書の継続的公開をすべきである。	
96	情報公開の推進。その意味で、アセス図書の継続的公開はとても重要です。また、配慮書段階の情報公開もより積極的に進めて頂きたい。	
97	「環境省が各環境影響評価図書を継続的に公開するための制度を早急に設ける」。大賛成です。	
98	現行法において事業者は、事業の環境影響評価に関し作成した配慮書、方法書、準備書および評価書等の環境図書を、法定の縦覧期間の間は公表する義務を負っているが、それを過ぎると公表は任意となる。その結果として当該事業の環境影響について再検討する機会が制限されている。 現状、上記の環境影響評価情報支援ネットワークで縦覧期間終了後の各図書のうち事業者が承諾したものの公開がなされている (http://assess.env.go.jp/2_jirei/2-5_toshokokai/index.html) が、その件数は92件にとどまっている（風力発電については、563件のうち58件で継続公開）。 このような状態を踏まえ、環境図書の継続的な公開が求められる。特に環境に関する知見は時代の経過とともに進展が見られる性質のものである。環境保全の観点から事業の実施を予め制限できる場合には限りがある実態に照らすと、事後的に再検証する手段を制度上設けておくことは、環境影響評価の効果を総合的に高め、現在および将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することになる。 そのため、縦覧期間の経過後も、少なくともその環境影響評価手続の完了までは必ず継続させ、事業の実施後も一定期間（たとえば10年間程度）は公表が継続されるべきである。 なおその際、事業者には公開を継続するための財源の問題や資料の著作権の問題についての懸念が生じる可能性があるが、その対応策として、環境省が環境図書をインターネット上で公表する法制度を設け、データの改ざんを防止する措置を講じて運用するといった手法が考えられる。	いただいた御意見も踏まえ、様々な公益に資するよう、環境省が環境影響評価図書を継続的に公開するための制度上の仕組みについては、事業者が公衆送信権を有する点等にも留意しつつ、今後必要な検討を進めてまいります。
99	・意見内容 環境影響評価図書を継続的に公表又は公開する仕組みについて検討を進めていくべき点については早急に実現すべきです。	

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	・意見の理由 愛知県内の環境影響評価図書の公表については、発電事業が最も遅れています。継続的どころではなく、公表そのものが後進的で、ダウンロードも印刷もできず、縦覧期間が過ぎると見られなくなるなど、解決していません。 2013年8月6日の中部電力（株）の西名古屋火力評価書でダウンロードも印刷もできず、縦覧期間が過ぎると見られなくしているのは「図書の無断複製、無断引用等の著作権や知的財産に関する問題が生じないよう留意する必要がある」であったが、続く武豊火力発電（現在は（株）JERA）では、2015年5月の配慮書、2015年10月の方法書、2016年12月の準備書で、閲覧のみ、印刷やダウンロードはできませんとあり、3回にわたり知事意見でダウンロードや印刷できるようにと批判されても変更しませんでした。2020年10月の配慮書も同じであり、印刷やダウンロードができないため、別箇所ではどう書いてあったか確認する作業は、いちいちページを閉じて、新しいページを開く必要があり、時間もかかり、非常に手間をとることになります。いろいろ検討して意見を出すなどと言わんばかりです。こうした些末なことで、住民意見を聞く気がないなどの批判を受けないように、即刻、ダウンロードでき、印刷できる設定とすべきです。そのあとに、継続的な公表問題の解決に取り組んでください。 こうした事業者が新たに事業を行うこと自体が問題であると言わざるを得ません。悪質な態度は改め、配慮書、方法書、準備書、評価書での縦覧方法を改善すべきです。そのために、知事意見を無視するような行為については、その後の手続きを凍結するなどの法解釈を定め、粘り強い指導をするべきです。	
100	技術研修や環境教育の観点からも環境影響評価図書の継続的な公開は絶対に必要。答申案により、これまで行われていなかったことを知りショックを受けている。情報公開請求手続きをあえて取らなくても公開されるべきである。	いただいた御意見も踏まえ、様々な公益に資するよう、環境省が環境影響評価図書を継続的に公開するための制度上の仕組みについては、事業者が公衆送信権を有する点等にも留意しつつ、今後必要な検討を進めてまいります。
101	図書の公開は次の法改正で確実にを行うこと。その際、法改正前の図書も自由に閲覧できるようにすべきである。現在、閣議了解アセス時代の図書は国立公文書館で閲覧できるが、閣議決定アセスは閲覧できない。また、条例アセスは閲覧可能にしていたり、国会図書館に納本したり、自治体立図書館などで閲覧できる場合もあるが、ばらばらである。地域開発・地域環境の貴重な資料であり、活かされる必要があり、国・自治体を含めた一元的な対応を図るべきである。	
102	アセスの良事例、悪事例を含め今後のアセスの手法や検討に活用できるよう、情報公開が行われる体制づくりを目指して欲しいと考えております。	
103	意見内容： 環境影響評価図書及び事後調査報告書を継続的に公開するための制度を早急に構築すべき。	

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	意見の理由： 報告書手続が導入されたことは大きな進展であったが、その成果が十分に生かされていない。環境影響評価図書や事後報告書等が縦覧期間のみでなく、いつでも閲覧できるようにすることは必須であり、情報公開請求をしなくても容易に閲覧できるようにすることは制度の根幹にあたるため、継続的な公開を可能とする制度の構築を、喫緊の課題として対処すべき。著作権法との関係においては、公益性との観点から著作権法の適用除外とすることが適当と史料される。	
104	・意見内容 累積的な環境影響を事業者自身が把握するために、環境影響評価図書の継続公開を進めていくことが効果的であり、早急に法制化してください。 ・意見の理由 愛知県の例でも、中部電力（株）の2021年2月の「あつみ第2風力発電事業」方法書に対し、事業実施想定区域は、風力発電が乱立するので計画断念を、安全対策を追加すべき、田原市ガイドライン違反、渥美火力の海側の2地域を選んだだけであり、あまりにも安易、大型化した高効率の5基の発電が可能かどうかをまず示すべき、ゼロ・オプション（この地区の風力発電の撤退）の複数案も含めて検討すべき、と我々も方法書への意見を提出したが、見解は『事業の必要性を十分検討したうえで配慮書手続きを行うことから、事業を実施しない案は現実的ではないと考えます。』と、現実的ではないとする理由さえ示しません。森林法の保安林解除が不可能であることがわかり、砂丘側のB案に決定したと見解を修正すべきです、との県公聴会での発言も無視し、知事意見が2024年1月に示されましたが、①風車の影が諸外国のガイドラインの参照値を複数地点において超過している、②ハヤブサ等の希少猛禽類の生息が確認され、重要な鳥類の生息・営巣適地である、③国定公園の第2種特別地域に指定されている砂浜での事業、ということで、関係機関等との連携及び地域住民等への説明、事後調査及び環境監視を適切に実施、累積的な影響を考慮した事業計画とすることなどが求められています。各論でも、①稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施、②その結果、重大な影響があれば季節・時間帯の稼働調整等を含むより効果が高い追加的な環境保全措置を謂ずる、③重要な鳥類の生息・営巣適地である生態系のため、工事用道路に関する工事計画の見直しを行う、④国定公園の景観保全に十全を期すなど、多くの項目があり、1年たった2025年1月でもまだ、評価書が完成していません。 このように、（株）JERAの渥美火力発電所（2019年4月に中部電力（株）から移管）の海側の保安林内又は砂浜で最大5基を計画している。内陵側には「あつみ風力発電所」2基が建設中である。また、既設の「渥美風力発電所」の7基、南側に計画されている「田原中山	いただいた御意見も踏まえ、様々な公益に資するよう、環境省が環境影響評価図書を継続的に公開するための制度上の仕組みについては、事業者が公衆送信権を有する点等にも留意しつつ、今後必要な検討を進めてまいります。

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	風力発電所」6基となり、今回計画の5基を合わせると、渥美半島の西側の北半分に風力発電機20基が隙間なく並び立つことになる。このような累積問題があるため、苦労して他社の事業計画を入手し、準備書では近隣の「あつみ風力発電所」、「渥美風力発電所」、「(仮称)田原中山風力発電所」のA特性音響パワーレベルを比較した表p444を示しましたが、他の2社よりも大きなパワーレベルとなっています。 こうした問題は、環境影響評価図書の継続公開があれば、直ちに判明し、計画の断念ができたはずです。	
105	「当該図書が継続的に広く公表または公開されることにより、『後続事業の環境影響評価が効果的かつ効率的に実施され、累積的な環境影響を評価する上でも有用であるなど、事業全体の環境負荷の低減や環境保全措置の最適化につながる』『透明性が高まることにより、事業に対する地域やステークホルダーの理解情勢が図られること』などの様々な公益が見込まれる。」この部分に強く賛同します。 (仮称)JRE鏡野風力発電事業においても、当該図書の公開が極めて不十分なために、地元住民さえ知らない間に、事業計画が進められている状況です。合意の得られない事業は決して進められるべきではありません。	いただいた御意見も踏まえ、様々な公益に資するよう、環境省が環境影響評価図書を継続的に公開するための制度上の仕組みについては、事業者が公衆送信権を有する点等にも留意しつつ、今後必要な検討を進めてまいります。
106	環境省が率先してオープンサイエンスを推進することを強く支持します。	
107	「環境影響評価図書が科学的視点に立脚し作成された成果物である点も考慮の上、様々な公益に資するよう、環境省が当該図書を継続的に公開することが可能となるような制度上の仕組みを早急に確立するべきである。」に賛同いたします。	
108	立脚し作成された成果物である点も考慮の上、様々な公益に資するよう、環境省が当該図書を継続的に公開することが可能となるような制度上の仕組みを早急に確立するべきである。	
109	「近傍で実施される他の事業に係る環境影響を事業者自身が把握するためには、4-1で述べたとおり、制度的に環境影響評価図書の継続公開を進めていくことが効果的である」この部分に強く賛同します。	
110	重要種の生態等を含む非公開版の図書を一般公開することによる生態系への影響が大きいと思料するため、重要種の位置等が示されている非公開版は発電事業者、環境コンサルのみが閲覧できる等の仕組みとしてほしい。	
111	著作権法(昭和45年法律第48号)に基づき事業者が当該図書に係る公衆送信権(著作権者以外の公衆送信行為を規制する権利)を有する点に留意し、内容を公開する対象範囲、公開期間等に関する要件を決定していくことが必要であると考えます。	
112	<意見内容> 図書公開の制度化にあたっては、法的な位置づけを明確に整理するとともに、運用方法等についても丁寧に検討いただきたい。	

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	＜意見の理由＞ 図書公開の制度化にあたっては、公開された図書やデータが著作権法上どのような扱いとなるのかなど、法的な位置づけについても明確に整理してお示しいただきたいと考えます。また、公開する範囲、期間等に関する要件を決定していく必要がある旨の記載がありますが、公開した事業者に事後的に過度な負担等が生じることの無いよう、制度化にあたっての運用方法等についても丁寧に検討していただきたいと考えます。	
113	事業者の法的権利を侵害するルール変更は行政としてあり得ない行為であることを念頭に検討されたい	いただいた御意見も踏まえ、様々な公益に資するよう、環境省が環境影響評価図書を継続的に公開するための制度上の仕組みについては、事業者が公衆送信権を有する点等にも留意しつつ、今後必要な検討を進めてまいります。
114	アセス資料が縦覧期間中しか見られないのが問題です。常に見られるようにすることを要求します。また個人使用目的のコピーはできるようにするべきだと思います。	
115	・意見内容 図書の継続的な公表の著作権法の公衆送信権に留意する点については、環境影響評価法の縦覧制度ができた時点で解決しているはずです。 ・意見の理由 「図書の継続的な公表又は公開に係る制度設計に当たっては、著作権法に基づき事業者が当該図書に係る公衆送信権（著作権者以外の公衆送信行為を規制する権利）を有する点に留意し、図書の公表又は公開主体、内容を公表又は公開する対象範囲、公表又は公開する期間等を検討していくことが望ましい。」とありますが、こうした矛盾は環境影響評価法の縦覧制度で「インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。」（第7条）ができた時点で各省庁調整で解決しているはず。少なくとも1か月間の縦覧中に公表されているので、それを写真撮影することは可能であり、公衆送信権は放棄されていると判断せざるを得ません。 「意見書作成という目的以外での利用を防止するため、コピーや印刷は不可とさせていただきました。」という武豊火力発電事業の環境影響評価がまかり通るような状況では、継続的な公表は望むべきありません。 著作権侵害により名誉棄損や金銭被害があれば、著作権者として事業者が侵害行為の差止・損害賠償・名誉回復・不当利得の返還の措置の請求をすればよく、また、侵害者を処罰したければ告訴する制度になっており、余分な心配をして住民の意見書作成目的を妨害するような「ダウンロード不可」「印刷不可」という姿勢の継続をやめるべきです。	著作権法に基づく公衆送信権とは、著作権者以外の公衆送信行為を規制する権利であるところ、事業者の著作物である環境影響評価図書を環境省が公開する場合には、著作権法の規制を受けることになります。 このため、事業者が公衆送信権を有する点等にも留意しつつ、環境省が環境影響評価図書を継続的に公開するための制度に係る詳細設計について、今後必要な検討を進めてまいります。

●IV-2. 戦略的環境影響評価の実現

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
116	戦略的環境アセスメントとは、平成 19 年 4 月 5 日環政評発第 070405002 号によると「事業に先立つ早い段階で、著しい環境影響を把握し、複数案の環境的側面の比較評価及び環境配慮事項の整理を行い、計画の検討に反映させることにより、事業の実施による重大な環境影響の回避又は低減を図るため、上位計画のうち事業の位置・規模等の検討段階のもの」について行われる環境影響評価であるとされている。 個別の事業内容が決定してしまった事業段階でアセスメントがなされても、事業者が環境影響を低減すべく抜本的な事業内容の変更を選択することは容易ではない。そのため、第二東京弁護士会は、環境影響評価制度をより実効化する見地から、2010 年の提言において、戦略的環境アセスメントの導入を提案した。 この点、2011 年のアセス法改正により計画段階環境配慮手続制度が設けられ、第一種事業については事業の位置や規模などを決定する段階で計画段階環境配慮書を作成することとされた。事業の実施が想定される区域の位置などについて複数案を提示し、環境影響の調査・予測・評価がなされることとされている。この制度が戦略的環境アセスメントを代替する機能を有するという評価もあるかもしれない。 しかし、この制度は、第一種事業しか対象とされておらず、適用範囲に限界がある。また、この制度は、事業の実施自体は決定された後に行われるため、計画段階で行われる戦略的環境アセスメントの場合とは異なり、アセスメントの結果を受けて、例えば事業自体を中止するような抜本的な計画変更まで期待できるか否かは微妙であり、戦略的環境アセスメントに比して、その機能に限界がある。この点は、答申（案）にも記載がある通りである。 近年、風力発電所設置事案等において、計画段階環境配慮手続以降の段階で住民運動等による圧力を受け、開発計画が中止されるものが散見される。戦略的環境アセスメントの手続が設けられていれば、このような計画中止や計画変更は、住民らとのコミュニケーションの中で、事業者の損失が少ない早期の段階でスムーズになされていた可能性が高いものと思料する。 戦略的環境アセスメントは、いくつかの地方自治体で導入されており、例えば、埼玉県の「埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱」に基づく戦略的環境アセスメントは、件数こそ少ないものの（平成 14 年施行以来、通算で 7 件）、そのほとんどにおいて、戦略的環境アセスメントにおける指摘がその後の条例による環境影響評価に活かされており、戦略的環境アセスメントによる紛争予防効果が認められる。 そこで、現行制度よりも早い段階で計画策定者が実施する新たな環境影響評価制度を導入し、環境に著しい影響を与える施策について環境への配慮をするため、計画段階において、計画策定者による環境影響評価制度を導入すべきである。(※)	いただいた御意見も踏まえ、個別事業の上位の計画や政策の検討段階を対象とする戦略的環境影響評価の実現に向けて、持続可能性アセスメントも視野に入れ、検討を進めてまいります。

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	(※) 戦略的環境アセスメント総合研究会報告書（平成 12 年 8 月）	
117	意見内容： 戦略的環境影響評価の実現を計画的に実行すべきである。 理由： 戦略的環境影響評価は、欧米諸国など諸外国では広く導入されており、再生可能エネルギーの導入推進にも貢献している。我が国でも 2000 年代よりその重要性が指摘されており、本協会からも戦略的環境影響評価の早期導入を再三要望しているにもかかわらず、依然としてその実現の道筋は示されていない。事業を適地へと立地誘導するためには戦略的環境影響評価の導入は極めて重要であり、どのような道筋で導入が可能なのかの具体的な検討を早急に行うべきである。	いただいた御意見も踏まえ、個別事業の上位の計画や政策の検討段階を対象とする戦略的環境影響評価の実現に向けて、持続可能性アセスメントも視野に入れ、検討を進めてまいります。
118	「戦略的環境影響評価の実現」について、国は諸外国において導入が進められている、全国的な国土空間計画や海洋空間計画を含めた戦略的環境影響評価の導入について、議論を始めることを望みます。	
119	意見内容： 環境面だけでなく社会配慮も一体として評価される必要がある。 意見の理由： 持続可能性アセスメントの定義が明確ではないが、環境配慮と一体的に社会配慮も行うことは 1990 年代から世界の環境影響評価の常識になっており、特に強制移転への対策や先住民への影響の評価は不可欠と考えられている。世界銀行をはじめとして、世界的にもこの考え方は定着しており、わが国でも JICA、JBIC、NEXI すべてにおいて取り入れられているため、省庁の垣根を越えて早急に制度を改正することが必須である。	
120	SDGs が求められいる中、社会・経済への影響も含めたアセスメントが必要であり、世界の潮流。早急な対応が必要。	
121	持続可能な社会をつくるアセスに。	
122	持続可能性アセスメントについて、省庁や自治体の枠を超えた研究会を立ち上げること。	
123	計画段階での簡易アセスメントを早急に実施できるようにしてもらいたい。さまざまなコミュニケーションギャップを未然に回避することができる。	
124	現在の配慮書手続は、事業アセスで早期の配慮を促す仕組みであり、実態としても「みなし複数案」のように機能していない。SEA の趣旨に「資するもの」の記載は不適切である。	
125	配慮書手続が、SEA の一部のような書き方は不適切。事業化段階アセスの前倒しにすぎないので、明確な区別が必要。	
		いただいた御意見も踏まえ、現行の配慮書手続は、我が国における戦略的環境影響評価の実現に向けた検討過程において、個別の事業計画の立案段階における環境配慮を確保するための方策として、前回法改正時に導入された経緯がある旨が明

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
		確されるよう、記載を修正します。
126	「持続可能性アセスメント」という言葉は、まだ一般には浸透していないと思います。従来のアセスメントとの差異がわかるような説明を付けてください。	「持続可能性アセスメント」については、環境的側面から持続可能であると同時に、経済・社会の側面からも健全で持続可能であることを包括的に確保するためのシステムであることを答申に記載しております

●IV-3. 累積的な環境影響への対応

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
127	累積的な環境影響の予測及び評価に関して、手法が曖昧な中で手探りで累積的影響の予測を実施しているのが現状である。累積的な影響に関するガイドラインを作成し、予測及び評価の手法を明確にするという方針には賛成である。	いただいた御意見も踏まえ、諸外国における参考事例等を整理の上、我が国における累積的な環境影響評価に係る技術的な考え方、累積的な環境影響の責任分担の考え方等について検討を行い、ガイドライン等を策定していくこと等について、今後必要な検討を進めてまいります。
128	意見内容： 累積的な環境影響評価の実現を計画的に実行すべきである。 理由： 道北地域や渡島半島、下北半島などでは陸上風力発電事業が乱立状態にあるが、これら地域は主要な渡り鳥の経路や希少猛禽類の生息地となっている。そのため、個々の事業による影響に加えて、累積的な影響が強く懸念され、本答申にも示されているように累積的環境影響評価をどのように行うべきなのかの検討が喫緊の課題である。これら地域での事業は、複数の事業者で実施されており、アセス図書の常時公開がされていない現状では、事業者が累積的環境影響評価を実施することは困難である。そのようなことから、国が主導して、累積的な環境影響評価の具体的な技術的な考え方、責任分担などをまとめたガイドラインを早急に示すべきである。	
129	「累積的な環境影響への対応」について、早急に累積的影響の把握手法を確立し、ガイドラインを作成されることを望みます。	
130	意見内容： 複数の事業による環境影響が累積する場合の対策をさらに具体的かつ詳細に検討する必要がある。 意見の理由： 複数の事業による環境影響が累積する（特に環境基準を現状で超えている）地域においては、新規事業の実施が困難な状況になる場合がある。国内では、関西国際空港の建設が、国際的には中国上海のリングロードなどが代表的なケースに該当した。関西国際空港に関しては、	

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	大阪府が地域環境管理計画を策定し、また、上海リングロードに関しては上海市が環境改善計画を策定し、地域全体の環境改善を図ることにより、新規事業の実施を可能とした。特に、戦略的環境影響評価に関連し、既に著しい環境の劣化が進んでいる地域について、地域全体の環境を改善する計画の策定を促す仕組みの構築が期待される。	
131	・意見内容 今後の課題としての表記であるため、具体的には今後の検討に負うことと認識するが、数値設定の可否等の検討に当たっては、風力発電事業に係る環境影響評価手続の実行可能性に鑑み、事業者・業界団体の意見をよく聴取していただきたい。 ・理由 累積的影響に限らず、風力発電事業の適正密度、許容密度について、国や地方自治体として指針を持って然るべきとは考えるものの、適正な数値の設定は困難と認識する。数値設定に係る検討においては、現実的な事情、事業開発の実情・実態等について考慮しながら進めることが肝要と考えていることから、検討に際しては事業者・業界団体への意見照会、実態聴取等を行うことが適切と思料する。	いただいた御意見も踏まえ、諸外国における参考事例等を整理の上、我が国における累積的な環境影響評価に係る技術的な考え方、累積的な環境影響の責任分担の考え方等について検討を行い、ガイドライン等を策定していくこと等について、今後必要な検討を進めてまいります。
132	「継続的な環境影響評価の開示」により、近傍での事業には累積的な環境影響評価を求めていく方針と理解するが、事業者の負担を増加させる方針となる。また、「近傍」との表記は主観により範囲を広げることが可能である。事業者の負担が過剰とならないよう適正な範囲を明示していただきたい。	
133	「継続的な環境影響評価の開示」により、近傍での事業には累積的な環境影響評価を求めていく方針と理解する。環境影響評価が評価書まで至っていない近傍事例を累積評価の対象とした場合には、変更が生じる可能性があるが、その累積影響の変化については、手戻りとならないような配慮をしていただきたい。そうでない場合には、長期的な手続き未着手案件に記載の現実的に動いていない案件へも評価を行うことになり、記載された「適正な環境配慮の確保に支障をきたす」と思慮する。	
134	意見の内容： 累積的影響の評価の仕組みの検討にあたっては、事業者間の協議、合意形成が必要になることを念頭に置き、事業者間の対立を生まないものになるようご配慮いただきたい。 意見の理由： 累積的影響の評価は複数事業者が連携する必要がある、合意形成が重要であると考えため。	
135	累積的な影響を確実に把握するために、定期的なモニタリングの実施と、過去の状況と比較	

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	評価を行う必要がある。事業者まかせでは不十分で、環境省が集約するにしても課題は残る。政治的にも中立である第三者機関による資料の保管、開示と分析及びその結果の検討などを行う機関が必要ではないか。	いただいた御意見も踏まえ、諸外国における参考事例等を整理の上、我が国における累積的な環境影響評価に係る技術的な考え方、累積的な環境影響の責任分担の考え方等について検討を行い、ガイドライン等を策定していくこと等について、今後必要な検討を進めてまいります。
136	累積的影響、獣害などの二次影響があるのではないか。	
137	「累積的な環境影響」。残留騒音に対する規定を改める必要があると考えます。陸上風力発電において、隣接地に2つの事業が時間差を置いて供用される場合、5db+5db=10db が許容される場合があります。	
138	意見： 事業実施の見通しが立たない他社事業を踏まえ、累積影響の予測を行うことは全く無意味。むしろ、アセス開始から Xxx 年経過し評価書が提出なされていない事業は改めて方法書から再開、または廃止届を提出すべき。 事業認定制度等との整合を鑑みれば、アセス手続きが停滞している理由の大半は、 1：地域住民及び地権者との合意形成がなされていない 2：事業採算性が取れない 3：許認可手続きが進まない のいずれかが大半を占めており、アセス開始前の検討が全くされていないものが多数。そういった先行事業を踏まえた累積影響に意味を見出すことはできない。未着手案件への対応として有効では。	
139	複数の自治体にまたがる累積的影響が見込まれる場合は、国は関与しつつも、「地方自治の本旨」を踏まえて、地方自治法に基づく広域連合や一部事務組合の仕組みを利用して、地域社会が主体的かつ連携して取り組めるようにすること。	
140	累積的環境影響への対応は、例えば関西国際空港の場合は環境基準を超過するような状況にある中で自治体を中心になって地域環境管理計画を作って全体を削減するという対応をとったが、風力に限らず、あらゆる事業で大事なこと。	
141	「複数の事業が集中的に実施されているような地域では、累積的な環境影響が強く懸念される。」の文頭に、「陸域、海域にかかわらず、」を挿入してほしい。	
142	答申（案）の記載内容を以下のように修文すべき。 とりわけ風力発電事業については、ネット・ゼロの実現に向け、 更なる導入拡大が必要とされる状況において、 鳥類や景観等に係る累積的な環境影響への懸念に適切に対応していくこ	いただいた御意見のとおり、累積的な環境影響については、陸域・海域を問わず対応が必要であると考えておりますが、答申では、陸域と海域を区別した記載をしておらず、原案のとおりとさせていただきます。 ネット・ゼロの実現に当たっては、今後も風力発電の導入拡大が必要とされているところです。 また、累積的な環境影響については、回避又は低減することが求められ、環境影響への懸念を完全に回避することは現実的

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	とが回避された事業のみが求められる。	に困難であると考えられる場合もあることから、風力発電の導入に当たっては、累積的な環境への懸念に適切に対応していくことが重要であると考えております。
143	「とりわけ風力発電事業については、ネット・ゼロの実現に向け、更なる導入拡大が必要とされる状況において、鳥類や景観等に係る累積的な環境影響への懸念に適切に対応していくことが求められる。」の前に、「初めに、環境影響評価法において、累積的影響の定義規定を設けると共に、累積的環境影響が環境影響評価の対象であることを明記することが求められる。」を追記してもらいたい。	現行においても、環境影響評価法に基づく環境大臣意見において累積的な環境影響の評価を求めているところですが、諸外国における参考事例等を整理の上、我が国における累積的な環境影響評価に係る技術的な考え方、累積的な環境影響の責任分担の考え方等について、今後必要な検討を進めてまいります。

●IV-4. 環境影響評価に係る技術の向上と環境情報基盤の充実化

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
144	どのような環境影響への配慮を行っても、現行の環境影響評価制度では環境への負の影響は防ぐことができない。諸外国の事例を参考にして、事業者がミティゲーションを行うことによって、環境影響を回避・低減できる仕組みを取り入れるための検討を始めることを望みます。今後、企業がネイチャーポジティブを目指す以上、事業を行う上でネットゲインを目指すべきと考えます。	生物多様性オフセットについては、その実現に当たり、環境価値の定量化手法が必要となるほか、環境価値の損失を実質ゼロにするノーネットロスや、損失される以上の環境価値を新たに生み出すネットゲインを原則とすることが重要となることにも留意の上、今後情報の整理等を進めてまいります。
145	「生物多様性オフセット」。これは科学的な概念ではないと考えます。このような学術的な概念に惑わされてはならないと思います。生態系は間違いなく決定論的力学系ではないと考えます。決定論的力学系とは「系の挙動が決定論的で、初期条件と境界条件を与えれば一意的に決まる」系です。生態系はそうではないと思います。カオスと仮定した方がより真実に近いと予想されます。カオスとは「系の挙動は決定論的で、初期条件と境界条件を与えれば一意的に決まるが、初期条件と境界条件がほんのわずかなだけ異なる二つの系を比較すると、その挙動は時間の経過とともに全く異なってしまう」系です。生態系はカオスでさえないかもしれません。全く「非決定的な」系であることも十分あり得ると思います。そもそも初期条件と境界条件をもれなく正確に記述することが不可能な系です。ネットゼロやミティゲーションといった概念に違和感を覚えます。実際の生態系では「 $100-1=0$ 」「 $-1+1=-2$ 」かもしれません。	
146	意見内容： 人材の育成については、技術に関する人材の育成だけでなく、パブコメや公聴会等の地域住民とのコミュニケーションに関わる人材の育成も必要。 意見の理由：	いただいた御意見を踏まえ、地域の情報交流に携わるファシリテーターのような役割を担うことができる人材の育成も重要であることを記載します。

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	環境影響評価制度を適切に運用するためには、技術的に適切な環境影響評価の実施と合わせて、適切に地域住民に対する周知や意見聴取が行われることも極めて重要である。近年は、このような地域住民とのコミュニケーションが十分に行われていないとの懸念がある。そのような問題を改善するためには、評価手法に習熟した技術人材の育成に加え、環境影響評価制度を実施する行政職員に対する研修や、地域の人々とのコミュニケーションの専門家の育成も重要であることに留意する必要がある。	
147	人材育成は、抽象的な表現ではなく、どのような人材が求められているのかの分析が必要。制度を知ってもらうための国民への啓発も法律で位置付ける必要がある。この分野でのファシリテーターが必要。	いただいた御意見を踏まえ、地域の情報交流に携わるファシリテーターのような役割を担うことができる人材の育成も重要であることを記載します。
148	EADAS で提供される空間位置情報はベクトルデータの形(Shape, Geojson 等)で提供し、他の空間位置情報と組み合わせて使いやすくすることが必要であると考えます。	いただいた御意見につきましては、今後の施策検討等の参考とさせていただきます。
149	陸上風力発電事業の景観への影響。「景観対策ガイドライン(案)」は、鉄塔の基準(UHV 送電特別委員会環境部会立地分科会 昭和56年)を流用したものであり、実際の視覚的効果を過小評価するものです。風車の場合、ブレードが描く円盤の大きさ、回転の視覚的効果、風車群のクラスターとしての視覚的効果が支配的です。また、稜線に配置される場合は、垂直視野角ではなく、仰角を考慮すべきです。さらに、身の回りの景観としての文化的な背景も含めた配慮が必要です。例えば、今まで防砂林の美しい海岸として認識されていた海岸が、防砂林自体には変化がないにも関わらず、そこに風車が立ち並ぶことによって防砂林の美しい海岸とは認識されなくなってしまうというような事例、地域のシンボリックな山のスカイラインが壊されるような事例があります。	
150	予想の不確実性に対処する方法は大きく3つあると考えます。 ・ 確実性を上げるため弛まぬ努力を続けること。 ・ 予防原則。 ・ 予想と大きく乖離した場合は、直ちに事業を停止して原因を究明すること。 現在の環境影響評価制度では、予想の不確実性に対する上記の3つの対処が特に不十分であると考えます。ネイチャーポジティブを実現するうえで、予想の不確実性に適切に対処することはたいへん重要なポイントであると考えます。	
151	鳥類の調査期間が短か過ぎます。事業者が渡りのピークを逃した調査を行った結果甘い評価をすることが多々あります。	
152	アセス図書に記載されたデータが環境系のオープンデータベースや当該地域の自然系博物館などのデータベースに反映できていない。そのため、国として環境アセスメントデータを一元的に収集し、データベース化や閲覧・研修・研究などに役立てる機関を設置すること。	

●IV-5. 環境影響評価法の対象とすべき新たな事業に関する検討

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
153	これまでの対象範囲で、カバーできない分野が出てくるとも予測され、対象となるか否かを早期に示していただきたい。	いただいた御意見も踏まえ、環境影響評価法の対象事業が新たに追加されることになる際には、早期の周知及び情報発信に努めてまいります。
154	・意見内容 環境影響評価法の対象とすべき新たな事業に関する検討は、将来的に実施が見込まれる大規模な新規事業について知見の収集を図っていくことだけが強調されているが、既設事業の見直しが急務である。 ・意見の理由 海底資源の採掘事業等、二酸化炭素の回収・貯留に係る事業など「将来的にその実施が見込まれる大規模な新規事業については、環境影響評価法の対象とすべきか否かに関し、迅速に検討が実施できるよう…知見の収集を図っていくことが必要である。」とあるのは当然ですが、既設事業の見直しが急務な例が見られます。 愛知県でも、名古屋都市高速道路の出入り口の追加が環境影響評価対象外だとされ、正式な環境影響評価は行なわれなかったが、地元説明や市議会の説明に必要として名古屋市の依頼により、名古屋高速道路公社は環境予測を行い、都市計画変更も行いました。 ところが、名古屋高速道路公社は2024年6月に、都心アクセス関連事業（新洲崎先地区、黄金地区、栄・丸田町地区）では、騒音予測結果に誤りがあると公表しました。新洲崎地区では最大7dB、黄金地区では最大5dB、栄・丸田地区では最大3dB増加し、いずれの地区においても必要な環境保全対策を講じないと環境基準を満足しないというひどい間違いでした。公社の再発防止検討会は、計算プログラムブラックボックスの可視化として、入力データ、計算過程など受注者の照査状況が分かる資料の提出を設計図書（特記仕様書）に記載するとの報告があります。内部での照査をどう行うのかという今後の問題はありますが、問題は基本的には高速道路の出入り口の追加が環境影響評価対象外になっていることです。 高速道路の出入口が追加計画されれば、交通量・環境への影響が大きく変化するため、都市計画変更の対象となっており、環境影響評価の対象とすべきです。 その他課題の小規模事業に係る簡易な環境影響評価の推進（自主的な簡易な方法による環境影響評価の実施）がありますが、その程度では解決になりません。特に高速道路の場合は、大気、騒音予測など複雑な予測式が確立しているため、その結果が正しいかどうかの照査をどう行い、どう審査するのが問われている問題で、簡易な環境影響評価を推進する以前の問題です。	いただいた御意見を踏まえ、既存事業の動向等も注視の上、環境影響評価制度の適切な運用に努めてまいります。
155	荒廃していく土地利用の在り方についても対象事業として検討していただきたい。	いただいた御意見につきましては、今後の施策検討等の参考

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
156	以下の記載を追記してもらいたい。 2022 年 12 月に改定した安全保障関連 3 文書に基づいて、日本政府の「総合的な防衛体制の強化に資する研究開発及び公共インフラ整備に関する関係閣僚会議」が開催され、同会議は、2023 年度に「特定利用空港・港湾（特定重要拠点）」の運用・整備方針の骨子をまとめ、2024 年度に「特定利用空港・港湾」を選定した。「特定利用空港・港湾」とは、自衛隊・海上保安庁が、平時から円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設けた空港・港湾のことであるが、「特定利用港湾」は、「港湾法に規定する港湾」でないため、環境影響評価法の適用を受けず、「特定利用港湾」新設の際には、環境影響評価を行うことなく建設が可能となっている。 日本の安全保障政策を支えるインフラの整備が急速に進む中で、安全保障上の公益と、インフラ施設の候補地となっている地域の自然環境や住民の生活環境を保全するという公益には、バランスがとられなければならない。その一つの方法として、自衛隊・海上保安庁、そして在日米軍が利用する「特定利用港湾」などの港湾新設事業についても、環境影響評価法の適用対象とすべきである。 さらに、米国で米軍の海上訓練について環境影響評価が実施されているように、自衛隊や在日米軍、その他の国・地域の軍隊による日本の領海内における海上軍事訓練・演習も、特に海洋生物保護の観点から環境影響評価法の適用対象に加えるべきである。 また、米海軍がハワイへの MV-22 オスプレイの配備と訓練に関して環境影響評価を実施したように、自衛隊基地へのオスプレイ配備や、オスプレイを用いた訓練（日米合同の訓練も含む）の導入など、軍事施設・区域の運用の変更も環境影響評価法の適用対象に加えるべきである。	とさせていただきます。

●IV-6. その他の課題等への対応

（１）国と地方公共団体における情報交流の推進

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
157	自治体の審査会を傍聴すると、アセス制度がわかっていないご専門に偏った審査員がいて、歯がゆく思う。自治体の審査会関係者の研修、交流を国が音頭を取って進めること。	いただいた御意見も踏まえ、効果的かつ効率的に環境影響評価に係る審査が進められるよう、国と地方公共団体における情報交流の推進に努めてまいります。
158	各地方公共団体において、環境影響評価に係る効果的かつ効率的な審査が進められるよう、国から地方公共団体の審査関係者に対し、環境影響評価に係る様々な技術的な考え方等を提供していくことが重要であるという点には賛成である。 環境影響評価手続の審査期間の短縮化に関しては以前より議論があるが、配慮書（90 日間）・方法書（180 日間）・準備書（270 日間）・評価書（30 日間）という目安があるものの、各審	

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	査期間の起算日は各図書の提出（届出）日であり、実際は当該審査期間内に審査が収まるよう提出（届出）日以前の各図書のドラフト段階の協議（これには期間目安がない）が長期化している状況であることに對しても課題があると考えている。	
159	意見内容 案件審査においては、配慮書段階及びそれ以前の段階における国と地方公共団体の情報交流を充実させ、当該案件の有する立地上の課題を共有し、事業者との協議において国と地方公共団体が足並みを揃えて、著しい環境影響が懸念される区域を回避するよう指導することを明確にし、その旨を追記すること。 意見の理由 環境影響評価制度では環境調査、予測、評価に要する費用は、事業者が負担している。事業者は配慮書に示した事業想定区域を対象に多額の費用を投じて環境調査を実施するため、環境調査実施済みの区域を対象事業実施区域から除外する判断は厳しいものがある。加えて、迅速化の名目のもと、方法書手続終了前に環境調査に着手してしまっていることが多い。そのため、国、地方公共団体、事業者の三者で著しい環境影響が懸念される区域の除外を真の意味で議論できるのは配慮書段階に限られる。この段階において、区域の除外を議論するためには、都道府県が保有するセンシティブ情報を含む地域環境情報を最大限活用できる信頼関係が十二分に形成されていることが必要である。信頼関係の充実にむけて、国から地方公共団体に歩み寄る姿勢を先に示すことを期待したい。国において、地方公共団体の地域環境保全に対する考え方を尊重する双方向の情報交流を深め、地域環境保全を確実に確保できる環境影響評価制度となるよう引き続き努めていただきたい。	いただいた御意見も踏まえ、効果的かつ効率的に環境影響評価に係る審査が進められるよう、国と地方公共団体における情報交流の推進に努めてまいります。
160	意見内容 国と地方公共団体の関係については、環境影響評価制度を地方公共団体が先導してきた事実を記載するとともに、情報交流に当たっては国の考え方を一方的に提供するものではなく、地方公共団体の地域環境保全に対する考え方を最大限尊重する双方向の情報交流であることを明確に記載すること。 意見の理由 地方公共団体、特に都道府県は環境影響評価法施行に先んじて条例による環境影響評価制度を運用する等、国に先んじた取組により環境影響評価制度を定着させてきた実績がある。また、地域環境保全の中心的役割を都道府県が担うとともに、地域環境の現況に関する情報の多くは都道府県の自治事務により整備され、保有されている。加えて、環境影響評価法に基づく知事意見の形成は自治事務とされている。これらを踏まえれば、環境影響評価制度を	いただいた御意見を踏まえ、国と地方公共団体における双方向の情報交流の推進が重要であることが明確化されるよう、記載内容を修正します。

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	効果的・効率的に運用していくために、自治事務により都道府県が蓄積・保有している地域環境情報を国や事業者が最大限活用できるよう、都道府県の十分な理解と最大限の協力を得ることが必要不可欠である。このような理解と協力を得るためには、都道府県の自らの地域環境に対する考え方が最大限尊重され、地域の実情を踏まえた環境保全が確保されることが必要不可欠である。 しかしながら、該当部分の記述においては、国から地方公共団体への一方通行の情報提供などを中心に記述されており、地方公共団体が把握している地域環境情報や地域環境に対する考え方を尊重する姿勢が示されていない。そのため、上述の理由から、「地方公共団体の地域環境保全に対する考え方を最大限尊重する双方向の情報交流」であることを明確にし、国と地方公共団体との情報交流が促進される環境を整える必要がある。	

●IV-6（2）環境影響評価の合理化を図るための技術的な検討の推進

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
161	「意見聴取手続の際、調査手法等について意見を述べる立場の関係者から、環境影響評価の目的を超えた様々な調査の実施が求められる場合があること」は全文削除すること。「環境影響評価の目的を超えた様々な調査が求められることがある」ことが問題なのではない。行政の縦割りの弊害がそのままアセスメントに持ち込まれて、地域社会の関心に応えられていないことが根本的な問題である。真摯に意見する者を軽視する記述を容認できない。むしろ、地域特性を踏まえたアセスメントの設計を促す記述とすべきである。	環境影響評価法では、環境の保全の見地から意見を述べることもできることとされており、事業者に対し意見を述べる際には、同法の法目的を踏まえ、必要性が認められる範囲内の調査を求めていくことが適当であると考えております。

●IV-6（3）小規模事業に係る簡易な環境影響評価の推進

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
162	現行法では一定の事業規模のものに限定して環境影響評価が義務付けられているが、規模の大小で環境影響評価の対象となるかどうかが決まるために、答申（案）にあるようにアセス逃れと言われるようなプロジェクトの規模の設定がなされることもある。そこで、現行法上環境影響評価が義務付けられていないものについても、より簡易な環境影響評価を義務付けるといった、いわゆる簡易アセスの導入を検討すべきである。その内容は諸説あるものの、既存データを使って行い費用や時間をかけずに行うことで事業者の負担軽減を図るのも一案である。	答申にあるとおり、環境省では小規模な太陽光発電を対象とした自主的な環境配慮を促すためのガイドラインを策定してきたところですが、法や条例に基づく環境影響評価の対象とならない小規模な事業に対し、自主的な簡易な方法による環境影響評価の実施を促していく取組について、今後も必要な検討を進めてまいります。
163	小規模事業については、川崎市条例を参考に、さらに第3種事業やその仕組みを活用した自主アセスを促す規定を設けること。	
164	小規模な事業であっても、地域にとって重要な環境影響を及ぼす案件に対する環境評価の導入、環境アセスメント評価に、社会分野の影響評価を入れ込むこと。	

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
165	事業を細かくして抜け道になるので規模にかかわらず厳しくすべきだと思います。 生物多様性を保全維持することは勿論ですが、山間部では地すべり水源の枯渇、そこで農業や生活を営む人間にとっても安易な風車建設は死活問題です。	答申にあるとおり、環境省では小規模な太陽光発電を対象とした自主的な環境配慮を促すためのガイドラインを策定してきましたところですが、法や条例に基づく環境影響評価の対象とならない小規模な事業に対し、自主的な簡易な方法による環境影響評価の実施を促していく取組について、今後も必要な検討を進めてまいります。
166	以下の記載を追記してほしい。 沖縄県における自衛隊施設・区域新設事業において、環境影響評価手続の対象となる規模要件を下回るよう、恣意的に事業を分割することにより、いわゆる「アセス逃れ」を図っている事例が散見される。このような「アセス逃れ」を防ぐため、環境省は、法や条例の対象とならない小規模に分割して計画される自衛隊施設・区域建設事業においても、防衛省に自主的な環境配慮を促すよう取り組むべきである。また事業者である防衛省は、「小規模」な自衛隊施設・区域建設事業であっても自主的な環境影響評価を実施すべきである。このように、行政機関が事業者である場合には、なおさら率先して小規模事業に係る簡易な環境影響評価を実施すべきである。	

●IV-6（4）環境影響評価に係る事業の「一連性」の考え方の周知

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
167	これらは従来より事業を分割して、小規模に見せかけるアセス逃れが横行しており、明らかにそうとわかる事業にも国の規制はほとんどかからない。また小規模を設備容量だけで判断することも問題である。	いただいた御意見も踏まえ、規模要件を上回る対象事業や、対象事業と「一連性」を有する付帯設備の整備等に関し、適正に環境影響手続が実施されるよう、制度の周知と厳格な運用に努めてまいります。
168	事業の一連性に関連しては、風力発電事業や太陽光発電事業だけでなく、他の事業に関しても、たとえばダム事業や港湾埋め立て事業等に関連する付帯道路・搬入用道路の整備や拡幅なども含めて検討いただきたい。こういったケースでは、規模要件というよりも、事業種が複合することによるアセスの複雑化・煩雑化の回避や、本体事業への工事期間短縮化のために別事業として道路整備を先行させる等の側面があると思われるため。本体と事業化することで環境影響を適切に把握することなく道路整備できてしまうことが、環境影響評価の本来の目的やネイチャーポジティブといった社会的要請にそぐうのかはご検討いただきたい。	
169	沖縄では自衛隊施設やレジャー施設などが小分けして、時期を変えて、アセス逃れが公然と進められている。累積影響の評価、一連性に基づく対象化など、自治体と連携して、捕捉できるようにすべきである。	
170	「一連性のある事業」への対処を、さいたま市条例などを参考に、法律に明文化すること。	
171	以下の記載を追記してもらいたい。	

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	2014 年以降、沖縄県の与那国島、宮古島、石垣島などにおける自衛隊施設建設に係る環境アセスメント逃れが横行している。その原因は、環境影響評価法や自治体の環境影響評価条例の多くが、事業の実施時期や事業規模などを意図的に操作することによって、当該事業の環境アセスメント逃れ（潜脱行為）を可能にしているためである。「当該行為を一時的なものだとし又は小さな構成部分に小規模化することによって、環境影響評価を逃れることはできない」と累積的環境影響評価と脱法禁止規定を環境影響評価法に置くべきである。	
172	環境影響評価手続きを経て事業実施されている事業の周辺においては、一般的には他のエリアと比較して環境影響に配慮した第二期の事業を検討できる可能性が高いと思われる。 一般に風力発電事業はアセス着手から運転開始まで 10 年程度の長期に渡るところ、その途中で同一事業者が第二期の事業のポテンシャルを見出した場合、環境影響評価手続中の先行事業に対し、後続事業があり一連性があると判断される場合に、現行制度では先行事業の環境影響評価手続に後続事業を取り込んで一つの環境影響評価を実施する認識だが、後続事業の内容が固まるまで先行事業の手続きを一時停止し手戻りになる等、再エネ促進の足かせになりかねない。 この点、第一期の事業・第二期の事業ともにアセス逃れを目的とせず、環境影響評価手続きを実施する場合は除外となるような制度設計を検討いただきたい。他事業者が近接地で事業を検討する場合は一連性が問題とならないことも踏まえご検討いただきたい。 また、先行事業は単独で環境影響評価手続きを進め、後続事業にて先行事業を取り込んだ累積的評価をするのが理にかなっていると思われるが、ご検討いただきたい。 一方で、配慮書段階からポテンシャルの有る広範囲な事業実施想定区域を対象とすべきと考える場合、今回論点となっている、配慮書の精緻化と整合が取り辛い点も考慮いただきたい。	いただいた御意見については、今後の施策検討等の参考とさせていただきます。

●IV-6（5）手続途中段階の風車の機種変更

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
173	意見の内容： 手続き途中段階の機種変更については、引き続き柔軟な運用を期待したい。 意見の理由： 風力発電機の機種選定には市場の影響を受けやすく、かつ変化する市場においては最新かつ最適な選択肢の中から機種選定を行う必要があるため。なお、環境影響評価においては、単機ではなく、（適切な配置計画を含めた）サイト全体としての影響を低減することが重要であり、その観点では機種選定によって影響を受けるものではないと思料する。	風力発電事業に特有の事情があることにも留意の上、手続途中段階に風車の機種が変更される場合であっても、適切な環境影響評価がなされるための方策について、今後必要な検討を進めてまいります。

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
174	事業者は風車メーカーと何らかの契約を締結した上で風車に関するデータを取得し環境影響評価を行っている。様々な風車メーカーから、様々な風車機種 of データを取得することは契約上不可能であり、現実に対応をお願いしたい。なお、事業者が風車機種を変更する必要がある場合に、それに対応した適切な評価を行うことは当然と考える。 また、「事業者の負担～等が過度に増加することがないように、留意」と記載があるが、準備書手続は現状でも 1,000 ページを超える図書のボリューム感となっているため、記載のとおり、事業者・審査関係者の負担を過度に増大させることがないように留意いただきたい。	風力発電事業に特有の事情があることにも留意の上、手続途中段階に風車の機種が変更される場合であっても、適切な環境影響評価がなされるための方策について、今後必要な検討を進めてまいります。
175	これは最近の計画で横行している問題点であり、悪意のあるなしに関わらず一律にこのような変更が入るときには最初からやり直すことを義務付けるべきである。	

●IV-6（6）発電設備等を撤去又は廃棄する際の環境影響評価

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
176	「あらかじめ事業の実施前に、発電設備等の撤去又は廃棄が予定されている場合には、現行制度の下、環境影響評価の実施に当たり、発電設備の撤去又は廃棄する際の影響要因の整理が必要である」 ⇒事業の実施前に運転期間が明確に定まっておらず、撤去や廃棄があらかじめ時期が決まって予定されていない事例が多いが、リプレース事業における既設発電設備等の撤去又は廃棄が主に対象となると認識して良いのか。	建替事業において既設の発電設備等を撤去又は廃棄する場合のほか、発電設備等を新たに設置する際、あらかじめ当該発電設備等の撤去又は廃棄が予定されている場合には、現行制度の下、環境影響評価の実施に当たり、発電設備の撤去又は廃棄する際の影響要因の整理が必要となります。

●IV-6（7）評価書に基づく事業の許認可等を行った際の審査結果の理由の公表

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
177	・意見内容 環境影響評価書に基づく事業の許認可等を行った際の審査結果の理由の公表は早急に実施してください。 ・意見の理由 環境影響評価法第 33 条（免許等に係る環境の保全の配慮についての審査等）では「対象事業に係る免許等を行う者は、当該免許等の審査に際し、評価書の記載事項及び第 24 条の書面（評価書）に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない。」とあり、事業の実施に当たり、環境配慮に係る実効性を担保する観点から、他の法律に基づく事業の許認可等が行われる際、環境影響評価書の内容に基づく審査が行われる仕組みが設けられています。 しかし、他制度に事例がないこと、環境影響評価法ではなく個別法で検討すべきとの意見	評価書に基づく事業の許認可等を行った際の審査結果の理由を公表する仕組みについては、答申に明記された課題等があることにも留意の上、今後の課題とさせていただきます。

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	があること等の留意点がある、と突き放した論調ですが、法ができた当時は「横断条項」として、手続きを補完するものとして説明されたにも関わらず、現実にはこれらの実例はありません。 例えばリニア中央新幹線の場合は、発生土置き場等の具体的な位置・規模等の計画、発生土の処分方法が明らかにされていないにも関わらず、国土交通大臣は工事実施計画の認可申請に対し、2014年10月17日に認可していますが、本来は審査により環境の保全について適正な配慮がなされていないとして、環境影響評価法第33条により認可すべきではありませんでした。 また、馬毛島基地建設では、2023年1月12日の評価書公告直ちに、自衛隊基地建設について着工することが分かりました。これまでも環境影響評価中であるにも関わらず国が予算を決めたり、馬毛島内で工事をしなければいいとして入札を行っていたことに加え、方法書や準備書への意見がなかったことにしたり、評価書では準備書の繰り返しで、まともに意見への見解を検討しなかったりした問題を把握し、防衛大臣は工事を中断させるべきでした。 環境影響評価法で定められた仕組みを具体化するために、環境影響評価書に基づく事業の許認可等を行った際の審査結果の理由の公表を早急に実現してください。	
178	意見内容： 事業の許認可等を行った際には、評価書の内容をどのように考慮したかを公表する仕組みを環境影響評価制度の中に構築すべきである。 意見の理由： 既に許認可における配慮に関して横断条項が適用されているので、考慮した結果についても同様の扱いとすることが適切。	評価書に基づく事業の許認可等を行った際の審査結果の理由を公表する仕組みについては、答申に明記された課題等があることにも留意の上、今後の課題とさせていただきます。
179	「行政機関は、事業の許認可等を行った際には、評価書の内容をどのように考慮したかを公表する仕組みを設けるべきとの意見」。強く支持します。	

●IV-6（8）長期的な手続未着手案件への対応

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
180	未着手のまま意思表示のない事業は地域社会のストレスになっている。「時のアセス」が行われるようにすること。	いただいた御意見も踏まえ、長期的な手続未着手案件への対応については、考え方の整理等を進めていきたいと考えております。
181	過去のアセスメントの閲覧という点もよかったのですが、特に長期的な未着手案件についての内容です。未着手のまま工期がどんどん伸びていく、その間着手しなくていい、そのうちアセス実施したことを知る人もいなくなる、ということもあり得るからです。アセス実施から例えば20年経過した場合には再度当時の環境からの変化も含めたより細かいアセスメン	

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	トを実施する必要がある等も入れてもらいたいです。	いただいた御意見も踏まえ、長期的な手続未着手案件への対応については、考え方の整理等を進めていきたいと考えております。
182	・地域の不信感につながっている場合がある ・社会状況及び自然環境の変化を踏まえた適正な環境配慮の確保に支障をきたしている場合があるとの指摘がある この2点について、非常に大きな問題で、地域住民が訴え出なければ未着手であることがわからない、何の措置も取られないということは、現行制度が破綻していることを認めるものではないか。「適正な環境配慮の確保に支障をきたしている場合がある」ということから、「考え方の整理を進めていくことが望ましい。」などと悠長なことではなく、そのような案件のリスト化など具体的なことを早急に進めていただきたい。	
183	意見内容： 長期的に手続が進められていない事業に関して、手続の期限などの設定をすべきである。 理由： 長期的に手続が進められずに10年近く塩漬けの状態になっている事業が10件以上存在している。このような状況は、事業に対する地域への不信感を招いており、事業者団体は国に対してアセスメント手続の迅速化を求めているが、迅速化を図ると同時に手続期限についても議論を行い、設定すべきである。	
184	事業者は事業を進める意向で地元や関係機関と調整を行っているが、方法書、準備書等の環境影響評価の審査手続や工事を実施していないことで、結果的に長期的な手続未着手となっているケースもあるため、進捗がない事業すべてが指摘の対応となるわけではないと思われる。 事業者へ事業着手意向や状況の聞き取りを実施した上で、考え方の整理については丁寧に進めていくことが望ましいと考える。	
185	長期的な手続き未着手案件については、環境影響評価のやり直しを求める基準が必要であると考えます。	

●IV-6（9）公聴会の開催

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
186	環境影響評価法に則った住民説明会を実施し、場合によっては再エネ特措法に則った説明会を実施し、さらに環境影響評価法に基づいた公聴会を実施することとなるのであれば、事業者だけでなく住民や自治体にとっても負担となり得ることや混乱を招く可能性もあるため、環境影響評価法に含めることについては慎重に検討すべきと考える。	公聴会の開催を法に規定する必要があるか否かについては、今後、各地方公共団体の意見も聴き、条例に基づく実績や効果を整理・検証の上、検討してまいります。
187	公聴会も義務としなければ地方公共団体が及び腰の場合、納税者の多様な意見反映がほとんど	

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	ど不可能です。	
188	答申（案）の記載内容を以下のように修文するべき。 環境影響評価法に基づく一般意見聴取の実施に当たっては、事業者は、書面により意見を受け付けることとされている。こうした意見聴取の活発化を図る観点から、各地方公共団体の条例では、公聴会の開催に関する規定が設けられていることが一般的であるを必須とする。 更に、公聴会は、地域のみならず、広く国民が参加できることとする必要がある。 2010 年に取りまとめられた中央環境審議会の答申では、公聴会の開催に関し、法での新たな義務付けは不要であるとの結論が示されているが、地域との適切なコミュニケーションを更に促進する観点から、公聴会の開催を法に規定する必要があるか否かについて、各地方公共団体の意見も聴き、条例に基づく実績や効果も整理・検証の上、再度検討を進めることも考えられる。	公聴会の開催を法に規定する必要があるか否かについては、今後、各地方公共団体の意見も聴き、条例に基づく実績や効果を整理・検証の上、検討してまいります。
189	公聴会の開催を支持します。しかし、公聴会の開催をもって住民説明会の代替えとされることがないようにしなければならないと考えます。	
190	・意見内容 地方公共団体の条例では一般的に規定されている公聴会について、国の法では開催規定がないのは理論不足であり、至急再検討をして結論を出してください。 ・意見の理由 「2010 年に取りまとめられた中央環境審議会の答申において、公聴会の開催に関し、法での新たな義務付けは不要であるとの結論が示されている」と、法に公聴会の規定がないことについて、理由にもならない理由が述べてあるが、答申（案）の「地域との適切なコミュニケーションを更に促進する観点から、公聴会の開催を法に規定する必要があるか否かについて、各地方公共団体の意見も聴き、再度検討を進めることも考えられる。」という弱腰ではなく、「再度検討を進める」と修正してください。 また、公聴会の性格を明らかにするため、準備書への意見に対する見解を批判できる十分な時間的余裕をもって、見解を公表すること、評価書に公聴会意見を反映する制度としてください。 名古屋市環境影響評価条例第 21 条では「市長は、…当該見解書について環境の保全の見地からの意見を聴くため、前条第 3 項の縦覧期間経過後、速やかに、公聴会を開催するものとする。」とし、準備書への意見に対する見解書への意見と明示し、45 日前に告示することとしています。このため、必然的に、公聴会当日の公述に対し、事業者も出席し、議長から事業者に対し、何らかの見解・説明を求めています。この点では、愛知県環境影響評価条例	

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	では、公聴会の規定はありますが、その性格があいまいなため、準備書への意見とどう違うのかの説明が難しく、二度手間との批判も出てきます。公聴会の性格を、準備書への意見に対する見解の批判、再度意見を求めるという制度に改革することが望まれます。	公聴会の開催を法に規定する必要があるか否かについては、今後、各地方公共団体の意見も聴き、条例に基づく実績や効果を整理・検証の上、検討してまいります。
191	国の審査に、地域性が反映されるように、条例側で公聴会規程がない場合は、国が公聴会を行うこと。	

●IV-6 (10) 環境影響評価手続に係る不服申立・争訟手続

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
192	・必ずしも定量的な基準が存在しない環境影響評価手続において、適切に審査プロセスを踏んでいるにもかかわらず不服申立が行われた場合、どのような基準に基づいて争訟手続が行われることを想定しているのか。 ・例えば、「提出した意見の扱われ方に関して不服がある場合に救済手続を設けるべきではないかという考え方」について、どのような取り扱われ方をした場合に救済手続を設けるのか等の基準も検討すべきであると考え。 ・また、国際的な考え方が記載されているものの、危惧する意見がある通り、環境影響評価法（個別法）で取り扱うには慎重な検討が必要であると考え。 ・環境影響評価の意見を述べる場として各段階における住民説明会や意見書提出の制度があり、それ以外でも反対表明として有志で記者会見を行う場合もある。 実際、反対表明が多い場合はその意見を無視して事業を進めることは難しく、地域住民や関係機関との調整をすることとなる。よって、環境影響評価法（個別法）による訴訟手段は不要と考える。	環境影響評価手続に係る不服申立・争訟手続については、答申に明記された課題等があることにも留意の上、今後の課題とさせていただきます。
193	意見内容： 異議申し立て制度を環境影響評価制度と一体として速やかに構築する必要がある。 意見の理由： 異議申し立て制度は、環境影響評価と表裏一体の関係にあり、環境影響評価制度と一体とした仕組みとして速やかに構築される必要がある。この考え方は国際社会では確立されており、我が国の JICA、JBIC、NEXI も環境社会配慮ガイドラインと表裏の関係にある制度として、異議申し立て手続を構築している。2000 年代中期には、国際金融機関等の独立アカウンタビリティ・メカニズム（IAM）ネットワークが構築され、JICA、JBIC、NEXI が継続的に参加している。 https://www.inspectionpanel.org/about-us/independent-accountability-network	

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
194	データが間違っていた場合など、JICA や JBIC のように異議申し立てができる仕組みをつくるべきである。少なくとも日本の国機関である JICA や JBIC の制度について言及すべきである。	環境影響評価手続に係る不服申立・争訟手続については、答申に明記された課題等があることにも留意の上、今後の課題とさせていただきます。
195	「環境影響評価手続に係る不服申立・訴訟手続」について、「環境影響評価手続における訴訟手続の取扱いについての検討を進める余地がある」とありますが、再生可能エネルギー導入時の地域紛争を防ぐためにも、環境影響評価手続における訴訟手続の取扱いについての検討は必要です。「余地がある」よりも書き方を強くし、「環境影響評価手続における訴訟手続の取扱いについての検討を進める必要がある。」と書き換えるべきです。	
196	不服申し立てと争訟手続を明確に組み込むこともまた喫緊即応が必要です。	

●IV-6 (11) 迅速な復旧・復興と環境配慮の確保の両立

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
197	是非特例を設けるべきだと思います。 そうでないと事業者にも地域住民にも不利であると考えます。	迅速な復旧・復興と環境配慮の確保を両立させるための方策については、考え方の整理を進めてまいります。

●V. おわりに

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
198	里山で長年にわたって自然の音の調査をやっている。この 10 年間で、人口減少や少子高齢化、休耕地や空き家の増加などを背景に、そういうところが乱開発されて、音環境は大きく変化している。今、環境の変化のスピードは以前とは比較できない。その観点からもアセスメント制度の 10 年に一度の見直しでは良くない。5 年に一度見直すことはぜひすべきである。	5 年程度を目処に、本答申で提示した対応事項のフォローアップの結果を当審議会に報告するとともに、社会状況等の変化を踏まえ、随時新たな課題への対応を迅速に図っていくことといたします。
199	人口減少や ICT の進展など社会の動きは早いので 5 年毎のフォローアップは必須である。	
200	意見内容： 環境影響評価法の点検と見直しはこれまでの 10 年毎ではなく、より短期間で行うべきである。 理由： これまで、環境影響評価法の点検と見直しは他法令同様に 10 年を目途に行われてきた。しかし、前回の見直しからの 10 年間でアセスの件数は大幅に増加している。また再生可能エネルギー事業の急速な増加など社会情勢や国際情勢も大幅に変化している。このような状況からもこれまでの 10 年毎の見直しでは不十分であり、本答申で示されている 5 年程度より短期間での点検と見直しを行うべきである。	

●環境影響評価制度全般に関するその他の御意見（複数分野に関わる御意見を含む）

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
201	（追記希望） 風力発電の割合は、日本の全発電電力量（2023年）の1%と極めて僅かであり、しかも広大な面積が必要で、原子力発電所（100万kW級）1基分を代替するには、約214平方キロメートル（山手線の内側面積の約3.4倍）の面積が必要となる。このため、より環境保護、環境保全を配慮した精度の高い配慮書及び報告書を作成しその提出を義務付ける。	適正な環境配慮を確保する観点から、適切な図書の作成がなされるよう、必要な取組を進めてまいります。
202	現行の環境影響評価制度の課題について、喫緊即応が今この瞬間に必要です。	いただいた御意見も踏まえ、答申に提示された各対応事項について、順次速やかに対応を進めてまいります。
203	環境影響評価図書及び事後調査報告書の継続的な公開、累積的な環境影響への対処方法の検討の深化、EIAとゾーニングとの関係の法制的な整理、社会配慮の統合と異議申し立て手続きの確立という国際的に確立された制度の導入が必要。	
204	全体的に、地域住民が不在で国と地方公共団体、事業者が主体の内容だという印象を受けた。	環境影響評価手続の実施に当たっては、地域との適切なコミュニケーションを図っていくことが重要であると考えており、答申においても、その趣旨を記載しております。
205	現行法上の環境影響評価においては、計画段階の環境配慮を目的として、第一種事業につき国民からの意見聴取をするのは努力義務にとどまっている（※1）。また環境大臣意見等が各段階で定められているものの、環境影響審査助言委員（※2）の意見聴取も裁量的なものにとどまっており、専門的知見をもった公正かつ中立的な第三者による監視は不十分である。 そこで、環境影響評価の公正性及び中立性を担保する仕組みとして、委員の選任過程や委員の構成に十分な配慮をした第三者機関である委員会を法律で明確に規定するべきである。技術的専門家に加えて環境分野に知見のある弁護士を弁護士会が委員として推薦する弁護士枠を設けることで、法律に関する知見を環境影響評価に取り入れることも可能となる。 （※1） 環境影響評価法3条の7第1項、環境影響評価施行規則1条1項 （※2） 環境影響評価法施行規則1状の3	いただいた御意見については、今後の施策検討等の参考とさせていただきます。
206	アセス実施によるメリット（ポジティブアセス視点）の検討が必要であると考え。現状、ネガティブアセスの観点での手続きのため、環境へのインパクトのみがクローズアップされており、再エネ事業に否定的な意見が多くなり、アセス手続きが進みにくい傾向がある。ポジティブアセスを組み込み、再エネ事業に肯定的な判断をし易い手続きとなることで、より手続きが進みやすくなる可能性があるのではないかと考える。	
207	計画段階での戦略的環境アセスメントの実施、環境アセスについての不服申立制度や公益環境訴訟の導入、小規模アセス・累積的環境影響評価の制度化、海草やサンゴの移植など効果のない環境保全措置の是正などが必要。	
208	法規制以下の事業を議論するのもよいが、特に議論を呼ぶことが多い事業である太陽光発電	

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	事業や陸上風力発電事業等、事業種によっては基本的に環境影響評価を実施するものとし、規模に応じて手続きの濃淡を施すのが適切ではないだろうか。スクリーニングを複数段階設ける等、制度設計からの見直しも含めて、ネイチャーポジティブやアカウンタビリティといった、令和の時代に即した改善を期待する。	
209	開発行為と環境保全への要請が対立する案件では、神宮外苑地区のまちづくり問題にみられたように当該事業計画が事前に広く伝わっておらず、事業の着手の間際になって意見対立が顕在化することがある。このように開発行為に対する問題意識の醸成が遅れてしまっている原因の一つに、法制度上の問題がないか、検討を要する。 現状としては、環境影響評価情報支援ネットワーク (http://assess.env.go.jp/) で環境影響評価の手続き状況が公表されている。本サイトには環境アセスメント事例が 4000 件以上収録され、一定程度の有益性が認められる。ただし、情報提供のメリハリ等に改善の余地がある。 しかし、貴重な動植物の生存環境を骨かす陸上風力発電事業や、街中に残されたかけがえのない緑の破壊につながるおそれのある開発事業など、特に環境保全の意義が高く、広く関心も呼ぶと思われる事案については、早期の段階から周知が求められる。 そのため、現行法制度上の公開制度に加えて、開発計画が事実上公表、策定された段階から事業計画のあらましについての情報が集約され、全国の情報を一元的に把握することのできるポータルサイトが存在するとよい。それにより、コミュニケーションを適時に図ることが可能になる。 その運営については、国主導で行なう外に、法に基づき指定団体を指名する制度を設け、同団体にその運用を担わせることも考えられる。半官半民の運営により、信頼性および即時性が高まり、有益な情報提供が期待できる。	いただいた御意見については、今後の施策検討等の参考とさせていただきます。
210	各関係者間の情報交流の推進を図るとの方針に賛成する。さらにこれを進めて、事業計画対象地周辺のとりわけ児童・生徒、及びその保護者からも意見を聴取する手続きを整備すべきである。 環境基本法第 1 条及び第 3 条並びに環境影響評価法第 1 条においては、「将来の国民／人間」「人類の存続」への言及がなされている。将来世代は、事業による環境影響を最も長期にわたり反復継続的かつ累積的加重的に受け続ける世代であり、意見聴取先とする必要性が高いと考える。 また、児童・生徒が自ら身近な事業について情報を獲得した上で意見を考えるというプロセス自体が実践的な公民教育であり、成熟した地域社会の形成、ひいては各地域における良き環境保全に資するものと考ええる。 他方、計画策定者ないし事業者の立場からしても、将来にわたり利害関係を有することが潜	

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	在的に想定される主体との間で相互理解を深め紛争予防のうえで事業を実施することで、事業の円滑性・持続性を高めることが可能であると考えます。	いただいた御意見については、今後の施策検討等の参考とさせていただきます。
211	国にも審査会を設けて審査の透明性を高めるべきである。また、情報交流の取組み状況についても点検すること。事業者によって取組状況に大きな違いがある。	
212	ネイチャーポジティブを促進する観点から、現状回復については、生態系を含めて現状回復することを原則とすべきであると考えます。そのためには、供用終了後も事後調査を適当な期間継続することを検討すべきであると考えます。	
213	評価書になって初めて事業の全貌が見えるのにもかかわらず、評価書以降の意見や不服申立てができないのが問題であると考えます。評価書以降の意見聴取を取り入れてください。	
214	住民説明会の在り方を事業者と住民の関係が対等になるように見直す必要があります。住民説明会の録画録音が事業者側にのみ認められている点は問題です。大垣警察市民監視事件（※）にあるような公権力と事業者と癒着により市民の権利が脅かされる事案が発生しています。意見を述べた者の人権が侵害されるようなことがないよう、法的な整備を進めるべきです。 （※）大垣警察市民監視事件の資料（「ものを言う」自由を守る会） https://monoiujiyu-ogaki.jimdofree.com/事件に関する資料/	
215	日本の社会が抱えている少子高齢化、人口減少、空き家・休耕地などの増大などの問題を見据えたアセスメント制度の議論を中環審ではしてほしい。	
216	今すぐ止めて、国益になってない。	
217	日本は環境のためと言いながら、余りにも考えが浅く、世界に遅れを取っている。もっと国民の声を拾う活動を行うべき。	
218	風力発電について反対します。超低周波音が人への健康被害があると聞きました。また、海上だから安全かというのも疑問です。海中生物や漁業への被害も考えられます。風力発電が本当に安全かどうかをはっきり調査してから、進めるべきだと思います。曖昧なまま設置して、後になってから被害がわかって遅すぎます。	
219	アメリカが抜けるという大統領令に署名したわけですから、ますます、日本でカーボンニュートラル達成したところで、地球規模では、まったく意味がないことになりそうです。これを機会に、この風力発電やソーラー発電の新規設置は凍結する、くらいのことをしているのでは？少なくとも、環境影響評価は、限りなく厳しいものにすべきです。	
220	事業による影響は、経済、社会、人の健康、生物への影響などセクター横断的に分析考えるべきことなので、審査を一部のセクターに任せるべきではない。大型事業を環境省が審査できない国など途上国でも存在しない。審査権限を環境省に移し、必要であれば各セクターか	

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	ら専門家を派遣させるべきである。環境情報は生のデータとデータの解釈に分けて考え、生のデータには著作権は存在せず全て国が所有可能にすべき。TNFD で求められる公開情報は EIA よりも十分広いはずである。公聴会は、意見を聞き置く一方通行のものであってはならない。双方向の意見交換とし、皆が納得して合意を得るまで回数制限なく行うことが望ましい。複数の省庁が行っている環境調査や分析の予算を一つにまとめ、韓国の KEI のような組織に集約させ、環境データの集積、全国生物センサス、AI による累積的影響評価、EIA 業務支援、EIA 審査支援を行うべき。	
221	石狩市に住んでいます。10 年以上風力発電事業の中止を求めて活動してきましたがよいことは全くありませんでした。自然は破壊され、低周波音に苦しむ住民が風車が増えるにつれて増えてきました。野鳥は増えるたびに少なくなりアセス書でも猛禽類の減少は示されています。しかし風車建設は止まることはありませんでした。脱炭素社会とネイチャーポジティブの両立はあり得ません。このままいくと再エネ開発により自然は無くなってしまいます。事業者に対してはもっと厳しいアセスをしてください。土砂災害についても区域外だから大丈夫と言います。建設後の地下水の流れの変化、表面の水の流れの変化により全国で再エネ土砂災害が起きています。 低周波音・超低周波音についてアセスで取り上げるよう改正してください。私の近所の方が 70 歳前後でたくさんなくなっています。知り合いが 70 歳前後でなくなることは他の地域ではないそうです。異常なことと言われて、これは調査・研究が必要だと思うようになりました。ぜひ研究を入れてください。住民には優しくなく、事業者に甘いアセスだとずっと思ってきました。どうぞもっと厳しいものにしてほしい。機種変更については当たり前のようになっています。直前までわからず、ひどい時は大きさまで大きくなって建設されます。アセスで認められているとのことで、意見は全く無視されてきました。大きくするとき総出力が増えても許されてきました。アセスが環境や住民のためのものであることが望ましいことです。	いただいた御意見については、今後の施策検討等の参考とさせていただきます。
222	環境影響評価制度において、専門家への聞き取り時に専門家が懸念を表明しても、それが全く考慮されずに環境影響評価が終わった事例があると聞いている。これでは環境影響評価制度が形骸化しており、意味がない。風力発電所の建設ありきで環境影響評価を進めるのではなく、全く中立的立場で科学的に評価すべき。	
223	ネイチャーポジティブとは、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せることである理解しています。生物多様性の損失の原因は一体なんなのか、科学的に究明しなければなりません。特に、陸上風力発電に関する環境影響評価について言えば、低周波、超低周波を含む騒音、振動、後方乱流等の気流の変化が人間以外の動物相に与える影響について全く考慮されていません。また、天然林の大規模伐採や土壌流出が動物相、植物相、菌類に与える影響は十分考	

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	慮されていません。食物連鎖の上位種や典型種の増減で生態系の保全状況を評価する手法も必ずしも実際の生態系を反映しているとは言えないと考えます。例えば、底生動物の減少がその地域の生態系に大きなダメージを与えている実態を直視しなければならないと考えます。その意味で、対象事業実施区域においては除草剤の使用を禁止し、土壌流出は最小限を留めなくてはならないと考えます。 現在行われている大規模な陸上風力発電の水平展開にあたっては、前後数十年に渡る客観性の高いデータの収集と、科学的な分析が必要であると 考えます。一旦失った生物多様性は取り戻すことは困難なのですから、「拙速は巧緻にまさる」というような乱暴な論理で事業が進められることがないように注意しなければならないと考えます。事業者が最優先するのは「利益」であって、「環境」ではないという現実を直視して、事業者と環境保護者の間には常に緊張関係がなければならないと考えます。	
224	事業者が調査をして事業者が評価するのは公平性に欠けると思います。公正な第3者機関が評価を行うべきです。	いただいた御意見については、今後の施策検討等の参考とさせていただきます。
225	以下の記載を追記してほしい。 沖縄県において、同県のみ不均等に米軍施設・区域や自衛隊施設・区域が集中して建設されている或いは計画されていることに鑑み、空母の利用なども代替案とした、計画段階での戦略的環境影響評価の実施を目指すべきである。	
226	ネイチャーポジティブと現状が全く整合できておりません、八重山破壊を止めて立地を変えてください。	
227	・意見内容 環境影響評価に係る技術の向上と環境情報基盤の充実化を図ること。 ・意見の理由 Ⅳ 現行制度の課題等への対応として、4 環境影響評価に係る技術の向上と環境情報基盤の充実化として、「環境政策上の重要課題が超過、複雑化し、社会状況も大きく変化している中において、引き続き適正な環境配慮を確保していくためには、時代に即した技術を活用した適切かつ効果的な環境影響評価を推進していくことが重要である。」とありますが、現実の問題は、配慮書、方法書、準備書への意見を理解できないからか無視する事例が多くあります。 例えば、熊本防衛支局の2019年2月19日縦覧の「馬毛島基地（仮初）建設事業」方法書では、訓練による激変で生活環境悪化、漁業・観光業に致命的、米軍施設に活用する名目で	

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	自衛隊施設整備、FCLP（空母艦載機着陸訓練）は種子島にも影響、種子島の少ない交通量に悪影響、航空機騒音の予測手法がないなどのについては意見さえなかったことにされています。 また、「馬毛島基地（仮称）建設事業」準備書では、49 項目が「適切なアセス手続きをした」、50 項目が「準備書の繰り返し」であり、記述内容がおかしいと具体的な指摘をしたのに、反論や説明はなく、準備書は正しい、アセス手続き通り問うのでは「意見に配慮したことには」ならない。こうしたことを許さないよう、アセスの事務局にチェック機能が必要で、すし、複雑な予測式の照査をどうするかの体制を含めた対応が必要です（詳細は『日本の科学者』VOL59, 2024. 6, 「環境影響評価手続きの適正化に向けての課題」p38, 39 参照）。	いただいた御意見については、今後の施策検討等の参考とさせていただきます。
228	地方公共団体の関与と意見表明機会も希薄に過ぎます。なぜ、地元が壊されることにここまでするまで何もできないのか、アセスを貼り付けられたら破壊不可避、との理解が一般的な状況の抜本的改正を願います。	
229	「評価書の審査結果の公表」と「不服申し立て」は相互に関連しているので、合わせてコメントする。 準備書段階で初めて計画の全貌がわかる現制度で、ここで厳しい意見を多くの人が出しても、審査理由が公開されない現行のやりかたは、言論封殺に近く、すぐに改正すべきである。 また、これに付随して許認可が出たあとで、環境保護の立場で不服申し立てをしても、当事者適格なしとして却下されることが通常であり、事実上不服申し立ては機能していない。オーフス条約などの前例に倣い、文明国に恥じない法制度に一刻も早く変えてほしい。	
230	公害等調整制度において公害等の解釈に環境基本法を踏まえて「人と自然の豊かな触れ合い」を位置付けて環境アセスの瑕疵が問えるようにすること。	

●環境影響評価制度以外の施策等に関する御意見

No.	御意見
231	全般的な意見で申し訳ありませんが、意見を述べます。 「環境対策のための再エネ導入促進進め方について抜本見直しを要望」。 1. 都道府県に、エネルギー消費量に合わせた CN 化 100%義務付けを法整備するべき。但し、原子力は含まないとし、都道府県間での環境価値取引を許容する。 2. 現在、環境省も進めている再エネ積極ゾーニング助成制度を強化し、且つ、経産省、農水省連携の公共設備のグリーン電力化を直ぐに進める様に制度改定を要望。
232	資源エネルギー庁の「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（2024 年 2 月策定、以下、ガイドライン）により、事業者に対して同庁への提出が求められている住民説明会の「議事録」や「質問と回答」は参加者に対して（プライバシーに配慮した形で）公開されるべきです。そして、参加者全員の同意を得た上で、資源エネルギー庁に提出されなければなりません。これらの手続きは事業認定がなされる前に行われなければなりません。「ガイドライン」はこ

No.	御意見
	の配慮を欠いています。この制度上の欠陥は地域との十分なコミュニケーションを図る上での阻害要因になっており、事業者にも都合のよいように利用される可能性があります。
233	国が地域の意見を聞く機会について、地方の首長や利害関係者の意見をもって地域の意見としてはならないと考えます。例えば、再エネ海域利用法に基づく法定協議会の構成員に、環境保護団体や反対意見を持つ市民代表は含まれていないことは問題です。 以下に山形県遊佐町沖における協議会（※１）を経て立案された「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 公募占用指針（案）」のパブリックコメント（※２）に寄せられた住民の意見と経済産業省、国土交通省の回答を抜粋します。 住民「山形県遊佐町沖が促進区域に決まることには大反対です。あまりにも離岸距離が近すぎる。それにより沿岸住民はただいなる健康被害、景観破壊、環境破壊の影響を被る。沿岸住民は協議会利害関係者に選ばれず非常に不公平である。非民主主義的であり人権を無視している」。 経済産業省、国土交通省「通常、地域住民の選挙によって選ばれた地方公共団体の長が、当該地方公共団体の様々な事務を処理していますが、法律に特別の定めがない場合において、地域の中でどのように意見集約や意思決定を行うのかは、地方自治の観点から、その地方公共団体の運営に委ねられるものと考えられます。そのため、協議会や促進区域指定に係る一連の対応も同様に、国としては、協議会構成員である都道府県知事及び市町村長の意思決定に係る判断が尊重されるべきものと考えています。地域の代表による意思決定は間接民主制に則った民主主義の一形態であり、促進区域の指定は再エネ海域利用法の規定に基づき適法に進めているため「非民主主義的であり人権を無視している」という指摘は当たらないと考えます。」 咄然とするほかありません。通常、環境問題が首長選の主要争点になることは稀です。主要争点になる場合は、問題が余程こじれた後です。民主主義は「多数決の原理」と「少数意見の尊重」という２つの価値観を有しています。上記のような「多数派の専制」を容認するような姿勢が支配的な協議会の在り方は改めなければなりません。この経済産業省、国土交通省の回答の中に述べられているように、法律に特別な定めがないことが原因でこのような暴論が成り立つのですから、促進区域の選定にあたっては、環境配慮を求める少数者の意見が尊重されるよう、法律をもって保証すべきです。具体的には法定協議会の構成員に、環境保護団体や反対意見を持つ市民代表を選ぶべきであると考えます。 （※１） 山形県遊佐町沖における協議会 https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk6_000084.html （※２） 「「青森県沖日本海（南側）」、「山形県遊佐町沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 公募占用指針（案）」に関する意見募集の結果について https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=155231106&Mode=1
234	風力のみならず太陽光でも何でも自然にあるエネルギーを拝借することは他の生き物からエネルギーを奪うことであり人間のエゴにしかありません 荒涼な地域でならまだしも日本でこういった発電を行うことは無意味以上に害で逆に現状大気に 0.04%しかない CO2 が半減したら植物は光合成を行えなくなるとも言われるくらい危機的状況にあります 地中にある化石燃料を燃やし大気に CO2 を排出出来るのは唯一人間だけなのでから火力発電主流の状態を続けるべきです。
235	陸上風力発電については、既に人体への健康被害を訴える実例が増えて来ています。風車が増えれば増えるほど、その数も増えていきます。まずは陸上風力は中止し、調査・検証・解明するのが先です。自然環境と生物への影響も見直すべきであり、これまでの事故や今後起こり得る災害等を考えると、中止するべきです。 洋上風力発電については、日本は離岸距離が近過ぎます。景観への影響も有りますが、日本の風車乱立は常軌を逸しています。海外と同じく 12 海里以上にするべきです。中国・韓国ですら 10km とのことです。海中生物においては探査・掘削時の騒音も影響すると言われています。種類ごとに感受性の違いがありますから、そこに生息するそれぞれの種について影響調査が必要と考えます。稼働すればその超低周波音や送電網の電磁波による影響があります。これも種ごとに違いがあり、海棲哺乳類においては聴覚感受性が高く反響位置測定を多用する鯨類が特に影響を強く受けるとの論文があります。また、漁業と

No.	御意見
	の協調に関して確約できる未来は見えません。風車に蝟集効果があってもその周りでの操業がどれ程可能なのか。結局、漁業者が占用権を放棄しなければならないのではないのか。 最近では気候変動の原因がCO2ではないという事も分かってきています。この事業自体が本当に必要なものなのか、検証しなくてはなりません。
236	山林や農地に知識のない若い人が親祖父母の相続にあたって山林を手放したく国庫に返す傾向があると聞きます。これは今後増えるでしょう。 そうした豊かな自然を外国に利用するよう仕向けたり開発に転用する国の意図が見え見えです。
237	今後鳥類保護区や保安林の解除が簡易化することのないよう解除申請許可の厳格化をお願いします。
238	撤去、廃棄の責任は事業そのものを作成する時に重く事業者が義務付けてほしい。建設してから補助金を受け取った後に合同会社などをつぶして後始末や環境管理をせずに責任逃れすることのないように。
239	答申（案）の記載内容を以下のように修文するべき。 再生可能エネルギー発電設備については、不適切な管理状態にあるものも一部存在することから、将来の廃棄等に対する地域の懸念が高まっている状況にある。あらかじめ事業の実施前に、発電設備等の撤去又は廃棄が予定されている場合には、現行制度の下、環境影響評価の実施に当たり、発電設備の撤去又は廃棄する際の影響要因を整理し、環境影響評価書に記載することが必要である。更に、発電設備等の撤去、廃棄又は未継続の場合はその期間を明示する必要がある。更にまた、事業実施区域等は事業前の環境状態（環境保護、環境保全）に戻さなければならない。